

# 東京港港湾計画資料（その2）

—改訂—

平成26年11月

東京港港湾管理者  
東京都



## 目 次

1 地域の概況.....	1
1－1 東京都の概況.....	1
1－2 環境に関する計画等.....	2
1－3 下水道計画.....	12
1－4 公害苦情の状況.....	16
2 環境の現況.....	17
2－1 大気質の現況.....	17
2－2 騒音の現況.....	36
2－3 振動の現況.....	46
2－4 悪臭の現況.....	50
2－5 潮流の現況.....	52
2－6 水質の現況.....	57
2－7 底質の現況.....	81
2－8 地形の現況.....	86
2－9 生物の現況.....	88
2－10 生態系の現況.....	121
2－11 景観の現況.....	124
2－12 人と自然との触れ合い活動の場の現況.....	126
2－13 その他の現況.....	128
3 環境影響の予測と評価.....	130
3－1 基本方針.....	130
3－2 大気質への影響の予測と評価.....	132
3－3 騒音による影響の予測と評価.....	159
3－4 振動による影響の予測と評価.....	171
3－5 悪臭による影響の予測と評価.....	173
3－6 潮流への影響の予測と評価.....	174
3－7 水質への影響の予測と評価.....	197
3－8 底質への影響の予測と評価.....	228
3－9 地形への影響の予測と評価.....	228
3－10 生物への影響の予測と評価.....	228
3－11 生態系への影響の予測と評価.....	230
3－12 景観への影響の予測と評価.....	232
3－13 人と自然との触れ合い活動の場への影響の予測と評価.....	235
3－14 その他への影響の予測と評価.....	235
4 総合評価.....	236

## 1 地域の概況

### 1－1 東京都の概況

東京都は、1都6県を含む関東平野の西部に位置している。東京湾から奥多摩の山岳地帯まで東西に細長い地域を占め、その面積は約1,782km<sup>2</sup>（島しょ部は含まない）である。東京都は、東京港を海上貿易の玄関口に持ち、明治以来、日本の首都として、政治、経済、文化や国際交流の中心として、拡大、発展してきた。平成26年3月の東京都定住人口は約1,330万人である。

我が国の社会的状況は、昭和30年、40年代の高度経済成長期を経て、生活の質の向上を重視する方向へと変化しており、環境問題においても工場を中心とする産業型公害から都民生活や都市における事業活動に密接に関連した自動車公害問題、騒音問題、有害化学物質問題さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の問題にまで拡大している。

国は、環境問題を総合的にとらえ推進するために平成5年に「環境基本法」を制定した。東京都においても平成6年に「東京都環境基本条例」を制定し、現在の環境問題の状況を踏まえ環境施策の更なる飛躍を実現するため、新たに平成20年に「東京都環境基本計画」を策定した。

東京都は、昭和44年に当時激化していた公害を総合的・体系的に対策するため「東京都公害防止条例」を制定したが、その後の社会的状況の変化に伴い変化してきた現在の様々な環境問題に対処するために、平成12年に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」へ全面的に改正し、平成20年には地球温暖化対策の強化を行った。

また、自然環境の保護や自然との共生についての意識の高まりなど、環境行政を取り巻く状況も大きく変化しており、東京都は「東京における自然の保護と回復に関する条例」や「東京都景観条例」等、さまざまな環境施策に取り組んでいる。さらに、平成24年5月に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、生物多様性の保全等、緑の質を高める視点も重視した緑施策を展開している。

人類が、便利さや効率を優先した経済活動と大量の資源に依存し化石燃料のもたらす莫大なエネルギーの大量消費を続けてきた結果、世界を取り巻く環境の状況は、地球温暖化やオゾン層の破壊等、生存の前提となる気候をも変動させてしまう地球規模での環境の危機に直面している。このため東京都では、世界初の都市型キャップ＆トレード制度の導入など先導的な気候変動対策を通じて、省エネルギーと再生可能エネルギー導入拡大を進めてきた。平成23年3月11日の東日本大震災後は、首都直下地震等の災害に備え、かつ、オフィス空間・居住環境の快適性を維持していくため、平成24年5月に「省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」を策定し、低炭素・快適性・防災力を同時に実現する、将来の「スマートエネルギー都市」を目指した取組を進めている。

なお、東京都では都市活動に伴い発生する大規模な事業の実施による環境への影響を未然に防止するために、昭和55年に「東京都環境影響評価条例」を制定して一定規模以上の事業の実施に際して公害の防止や自然環境、景観等の保全について適正な配慮がなされるよう、環境影響評価手続きを行っている。平成14年7月からは、東京都の策定する計画について計画段階における環境影響評価制度を導入している。

## 1－2 環境に関する計画等

### 1－2－1 東京都環境基本条例

東京都は、地球規模の環境問題や都市活動の活発化に伴う環境への負荷の増大する中、環境への負荷の少ない都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐため、都民とともにより総合的かつ計画的な取組を行うことが必要であるとの認識の下に、人と自然とが共生することができる豊かな環境を保全し、創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な東京をつくりあげていくために、平成6年7月に「東京都環境基本条例」を制定している。

#### ○ 環境基本条例の特色

東京都は、行政・事業者・都民が一体となって環境問題に積極的に取り組むことができるよう、環境保全に関する基本理念、関係者の責務、施策の枠組みを環境基本条例として明らかにした。

本条例においては、従来からの手法に加えて、新たに経済的な誘導措置や資源の循環的な利用等の推進等も取り入れている。また、環境施策の範囲も公害の防止や自然環境の保全に加えて、生物多様性の確保、人と自然とのふれあいの確保、良好な景観の確保、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用等や地球環境の保全等を対象とした。

#### ① 基本理念

- ・健康で安全かつ良好な環境を確保し、将来の世代へ継承していく
- ・人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない都市の構築に向けて、すべての者が取り組む
- ・すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を推進する

#### ② 関係者の責務

- ・都、区市町村、事業者及び都民の環境保全に関する責務を明らかにしている

#### ③ 基本的な施策

- ・施策のうち主要なものは、「環境基本計画の策定」、「環境白書の作成・公表」、「地球環境の保全の推進」、「環境学習の推進」等があげられる

### 1－2－2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）

昭和44年に制定された公害防止条例は、主として工場の設置者を対象に、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下といった公害の未然防止の観点から、工場設置の認可や規制基準の遵守等を義務づけていた。この公害防止条例は、当時激化していた工場を中心とする産業型の公害から、都民の健康を守り、良好な生活環境を確保するために大きな役割を果たしていた。

しかし、今日の東京の環境問題は、都民生活や都市における事業活動に密接に関連した自動車公害問題や土壤・地下水の汚染等の有害化学物質問題、さらには地球温暖化やオゾン層破壊など地球的規模の問題へと大きく変化してきた。このため平成12年12月、これまでの公害規制を基本的に継承しつつ、都市・生活型公害の拡大、地球環境問題、有害な化学物質等、今日的な環境問題に適切に対応するとともに、工場等に対する規制の強化を図る目的で、東京都公害防止条例を全面的に改正した「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、「環境確保条例」という）」を制定した。

さらに、地球温暖化対策計画書制度の強化等、温室効果ガス排出総量の大幅な削減に向けた取組・制度を強化した改正を平成20年に行った。

本条例は、7章165条からなり、従前の工場公害規制に加え、自動車公害対策の充実強化や化学物質の適正管理、土壤・地下水汚染対策、そして環境への負荷の低減の取組等を新たに規定している。

本条例の目的は、大きく3つの側面から捉えることができる。

① 都民の生活を守る

東京都独自の排出基準を満たさないトラックやバス等のディーゼル車の運行の禁止や、重油を混和した燃料の使用の禁止を含む自動車公害に対する規制等を規定している。

② 都民の安全な生活環境の確保を図る

利便性の向上ゆえに都民生活や事業活動等で使用される有害な化学物質の適正管理や土壤汚染の処理の義務等を規定している。

③ 都民の将来世代への良好な環境の継承を図る

旺盛な都市活動に伴い増大する温室効果ガスの排出抑制を求める地球温暖化対策計画や環境配慮の建築計画の作成義務等を規定している。

### 1-2-3 東京都環境基本計画

東京都は、平成9年、平成14年に環境基本計画を策定していたが、大気汚染や土壤汚染等環境の「負の遺産」が残されているとともに、気候変動のもたらす新たな環境問題への不安が高まっていた。そのため、環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現を目指し、これまでの取組の成果や課題、社会状況の変化を踏まえ、持続可能な都市の実現に向けた取組を強化するため、平成20年3月に新たな「東京都環境基本計画」を策定した。

#### (1) 東京が直面する環境問題についての新たな認識

① 気候変動の危機の顕在化

異常気象の頻発等、気候変動の危機は、人類・生物の生存基盤を脅かす、「今そこにある危機」として認識される。

② 環境汚染に対する予見的かつ継続的な対応の必要性

窒素酸化物、光化学オキシダントや粒子状物質等、いまだ未解決の課題や、今後顕在化が懸念される環境問題について、予見的・継続的な対応が必要である。

③ より質の高い都市環境の形成による都市の魅力の向上

緑の減少を食い止めるとともに、更に質の高い新たな緑を増やすことにより、豊かな緑と水の空間を再生し、都市の風格と魅力を向上させていく必要がある。

#### (2) 東京の目指すべき都市の姿と果たすべき役割

少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目指し、東京から、世界の諸都市の“範”となる持続可能な都市モデルを発信していく。

### (3) 分野別施策

- ① 人類・生物の生存基盤の確保
  - ・気候変動の危機回避に向けた施策の展開
  - ・持続可能な環境交通の実現
  - ・省資源化と資源の循環利用の促進
- ② 健康で安全な生活環境の確保
  - ・大気汚染物質の更なる排出削減
  - ・化学物質等の適正管理と環境リスクの低減
  - ・生活環境問題の解決
- ③ より快適で質の高い都市環境の創出
  - ・市街地における豊かな緑の創出
  - ・水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復
  - ・熱環境の改善による快適な都市空間の創出
  - ・森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全

#### 1－2－4 東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画

東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総合削減計画は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」に基づいて平成16年に策定された。この計画では、大気汚染の主要な発生源である自動車排出ガス規制の取組として、以下の目標と施策を示している。計画策定以降、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は改善が進み、特に浮遊粒子状物質についてはディーゼル車規制により環境基準達成率が大きく向上している。なお、平成25年7月に平成32年度を目標年とする新たな計画を策定した。

##### <計画目標>

- ・平成32年度までに対策地域において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標とする。
- ・平成27年度までに監視測定局において二酸化窒素に係る大気環境基準及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成することを中間目標とする。

##### <主な施策>

- ・ディーゼル車の走行規制
- ・粒子状物質減少装置等による規制対応の促進
- ・アイドリングストップの徹底
- ・車両の点検・整備の促進
- ・不正軽油の使用・販売の禁止
- ・自動車窒素酸化物等の低減技術の研究開発の推進
- ・自動車使用管理計画書等による環境負荷の軽減
- ・環境負荷の大きな自動車を利用しない取組
- ・九都県市と連携した取組
- ・公共事業・物品の調達等における環境による自動車の利用推進
- ・低公害車の指定
- ・低公害・低燃費車の導入義務及び普及支援
- ・燃料供給施設等の整備拡充
- ・燃料電池自動車の実用化等

## 1－2－5 東京地域公害防止計画

東京都は、昭和 47 年度に第 1 次の地域公害防止計画（10か年計画）を策定して以来、その後平成 22 年度までに 8 回にわたり計画を策定し、公害防止に関する諸施策を推進してきた。しかし、東京湾の水質は十分に改善されているとは言えず、また、一部河川の底質においてダイオキシン類の無害化処理が完了していないことから、公害防止に関する諸施策に積極的に取り組むため、東京都環境基本計画を基本に、平成 24 年 3 月に第 9 次の地域公害防止計画を策定した。

本計画は、公害の著しい特定の地域等について環境基本法第 17 条に基づいて策定された法定計画であり、公害の防止に関連する諸施策の体系化を図り、施策の実施によって環境基準を達成することを目的としている。計画期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間である。計画の対象地域及び目標等は以下に示すとおりである。

＜対象地域＞ 東京都の区域（島しょ部を除く。）

＜計画の目標＞

区分		目標			適用区域																		
人の健康項目	底質	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）			全公共用 水域																		
		<table border="1"> <tr> <td>ダイオキシン類</td><td>年間平均値が 150pg-TEQ/g 以下であること。</td><td></td></tr> </table>			ダイオキシン類	年間平均値が 150pg-TEQ/g 以下であること。																	
ダイオキシン類	年間平均値が 150pg-TEQ/g 以下であること。																						
水質汚濁	生活環境項目 海域	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）第 1 の 2 の (1) に定める基準値			水質汚濁に係る環境基準の水域類型が指定されている水域																		
		<table border="1"> <tr> <th>項目 類型</th><th>利用目的の適応性</th><th>基準値</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td>化学的酸素要求量 (COD)</td></tr> <tr> <td>A</td><td>水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの</td><td>2mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>B</td><td>水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの</td><td>3mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>C</td><td>環境保全</td><td>8mg/L 以下</td></tr> </table>			項目 類型	利用目的の適応性	基準値			化学的酸素要求量 (COD)	A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下	B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	3mg/L 以下	C	環境保全	8mg/L 以下				
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																					
		化学的酸素要求量 (COD)																					
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	2mg/L 以下																					
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	3mg/L 以下																					
C	環境保全	8mg/L 以下																					
	生活環境項目 海域	<table border="1"> <tr> <th>項目 類型</th><th>利用目的の適応性</th><th>基準値</th></tr> <tr> <td></td><td></td><td>全窒素 全燐</td></tr> <tr> <td>I</td><td>自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）</td><td>0.2mg/L 以下 0.02mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>II</td><td>水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）</td><td>0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>III</td><td>水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）</td><td>0.6mg/L 以下 0.05mg/L 以下</td></tr> <tr> <td>IV</td><td>水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全</td><td>1mg/L 以下 0.09mg/L 以下</td></tr> </table>				項目 類型	利用目的の適応性	基準値			全窒素 全燐	I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下 0.02mg/L 以下	II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下	III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下 0.05mg/L 以下	IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下 0.09mg/L 以下
項目 類型	利用目的の適応性	基準値																					
		全窒素 全燐																					
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下 0.02mg/L 以下																					
II	水産 1 種、水浴及び III 以下の欄に掲げるもの（水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下 0.03mg/L 以下																					
III	水産 2 種及び IV の欄に掲げるもの（水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下 0.05mg/L 以下																					
IV	水産 3 種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L 以下 0.09mg/L 以下																					

＜計画の主要課題＞

- ・東京湾の水質汚濁

東京湾の COD に係る水質汚濁及び全窒素・全燐による富栄養化の防止を図る。

- ・横十間川のダイオキシン類汚染

横十間川のダイオキシン類による人の健康被害の防止を図る。

## 1－2－6 緑の東京計画

東京は、多様な都市機能が高度に集積する都市として、利便性や防犯、賑わい等の面で優れた評価を受けているものの、都市としての快適性や豊かさ等の魅力は十分ではない。また、ヒートアイランド現象の進行等、新たな都市問題も生じている。

緑には、気象の緩和や防災上の機能、さらには、うるおい、やすらぎ等の効用がある。

「緑の東京計画」は、21世紀の東京を、環境と共生し、持続的発展が可能な都市とするため、緑の面から捉えた施策展開の道筋を総合的・体系的に示すため、平成12年に策定された。

対象は東京都全域とし、概ね50年後における東京の緑の望ましい将来像「水と緑がネットワークされた風格都市・東京」を目指して、平成13年度から平成27年度までの15年間に取り組むべき緑づくりの目標と施策の方向や推進策等を明らかにしており、都、都民、企業、区市町村がそれぞれの役割分担の中で連携して実現していくものである。

### ＜基本的な役割分担＞

- ・都 : 骨格的な緑の保全・創出と緑づくりに都民が参加する仕組みを構築
- ・都民 : 緑のある住まいづくりと緑づくりへの参加
- ・企業 : 屋上を含む事業所の緑化と緑づくりへの貢献
- ・区市町村 : 身近な緑の保全・創出と地域に即した施策の実施

### ＜施策の方向＞

- ・緑が守る「都市環境」
- ・緑が支える「防災都市」
- ・緑が創る「東京の魅力」
- ・緑が育む「生物の生存基盤」
- ・「都民が主役」で築く緑

また、臨海部ゾーンの施策の方向性として、「水辺の立地特性を活かし、自然と共生する、魅力ある臨海部を形成するため、緑の創出を図る」としている。

## 1－2－7 東京都景観計画

「東京都景観計画」は、平成18年1月、東京都景観審議会から答申された「東京における今後の景観施策のあり方について」を踏まえ、都民や事業者、区市町村等と連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示すものである。

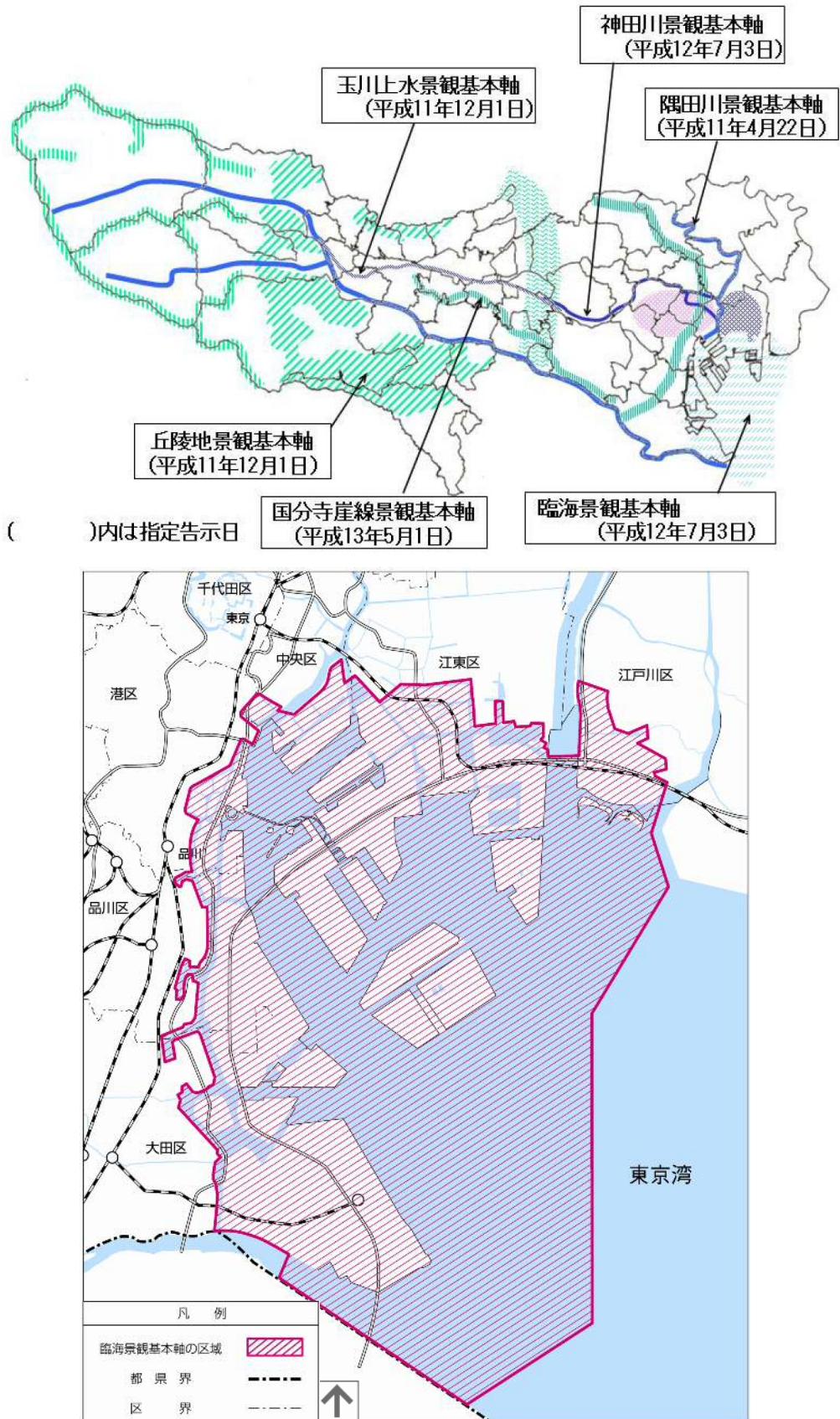
本計画では、景観法に定める基本理念に以下に示す3つの事項を加えたものを基本理念としている。

- ・都民、事業者等との連携による首都にふさわしい景観の形成
- ・交流の活発化・新たな産業の創出による東京の更なる発展
- ・歴史・文化の継承と新たな魅力の創出による東京の価値の向上

本計画では、11の景観基本軸を設定しており、うち、6つの景観基本軸を区域指定している。

臨海部については、東京の景観形成を推進する上で特に重点的に取り組む必要がある地区として、「臨海景観基本軸」に指定されている。

区域指定済みの景観基本軸の位置及び臨海景観基本軸の概要は、図1-2-1及び表1-2-1に示すとおりである。



注) 本図は、概ねの区域を示したものである

出典：「東京都景観計画」（平成23年4月 東京都）

図 1-2-1 景観基本軸の位置及び「臨海景観基本軸」の区域

表 1-2-1 「臨海景観基本軸」の概要

項目	内容
対象範囲	海域及び海と一体となって景観をつくり出している陸域とする。 ・海域：羽田沖、中央防波堤沖、葛西海浜公園を含む海域 ・陸域：水際から 50mの範囲（ただし、葛西沖開発土地区画整理事業によって埋め立てられた陸域の範囲を含む）
景観形成の目標	海辺の自然と共生しながら、各地域の特性を生かした新しい時代にふさわしい景観形成を図る。
景観形成の方針	1) 陸・海・空の玄関口として新しい時代にふさわしい景観の形成 広大な海と後背地に広がる都心景観を生かし、東京の玄関口としてふさわしい風格ある景観の形成を進める。 また、臨海部の立地特性を生かし、東京の新たな景観の形成を積極的に進める。
	2) 地域の特性を生かし、海辺の環境と共生した景観の形成 臨海部では、江戸湊として海運や漁業で栄えた江戸時代から、ウォーターフロントが注目を浴び臨海副都心の建設が進む現在までの様々な歴史的な経緯により、多様な景観が形成されている。これらを踏まえ、各地域において各々の特性を生かした景観形成を図る。 また、各地域の連携により、臨海部全体として海を意識した統一感のある景観形成に努める。
	3) 都民にとって貴重な海辺景観の保全と活用 人々が、臨海部をより身近な存在と感じ、都市と海が融合した豊かな景観を楽しめるよう、海や運河等の水域と陸域、そして都心とが一体となった景観を遠景・中景・近景として見せる視点場とパブリックアクセスを設けるよう努める。 また、水上バス等、海上からの眺望にも配慮した景観形成を進める。
	4) 歴史的景観資源等を生かした景観の形成 臨海部には、お台場を始め、神社等の歴史的景観資源のほか、橋梁や運河、ドック等、近代の土木遺産ともいべきものもある。臨海部の計画づくりに当たっては、ランドマークとして生かすなど、これらの保全と有効活用を検討し、より優れた景観をつくり出すよう努める。
	5) 地域のまちづくりや景観づくりとの連携 地元の自治体には、それぞれ景観やまちづくりに対する施策がある。 また、多様な事業者が事業を行っており、臨海副都心のように、まちづくりガイドラインや広告協定を定めて、独自のルールにより景観誘導が行われている地域もある。臨海部の景観形成を進めるに当たっては、これらのルールに基づき、それぞれの地域が連携して、臨海部全体として、より良い景観形成となるよう努める。

出典：「東京都景観計画」（平成23年4月 東京都）

### 1-2-8 東京湾再生のための行動計画（第二期）

東京湾では、平成13年に当時の7都県市（現9都県市）及び関係省庁からなる「東京湾再生推進会議」が設置され、平成15年に「東京湾再生のための行動計画」を策定し、当面10年間を目指として、「陸域負荷の削減」及び「海域における環境改善」並びに「モニタリング」のための総合的かつ計画的な取組が各機関連携により進められてきた（第一期）。

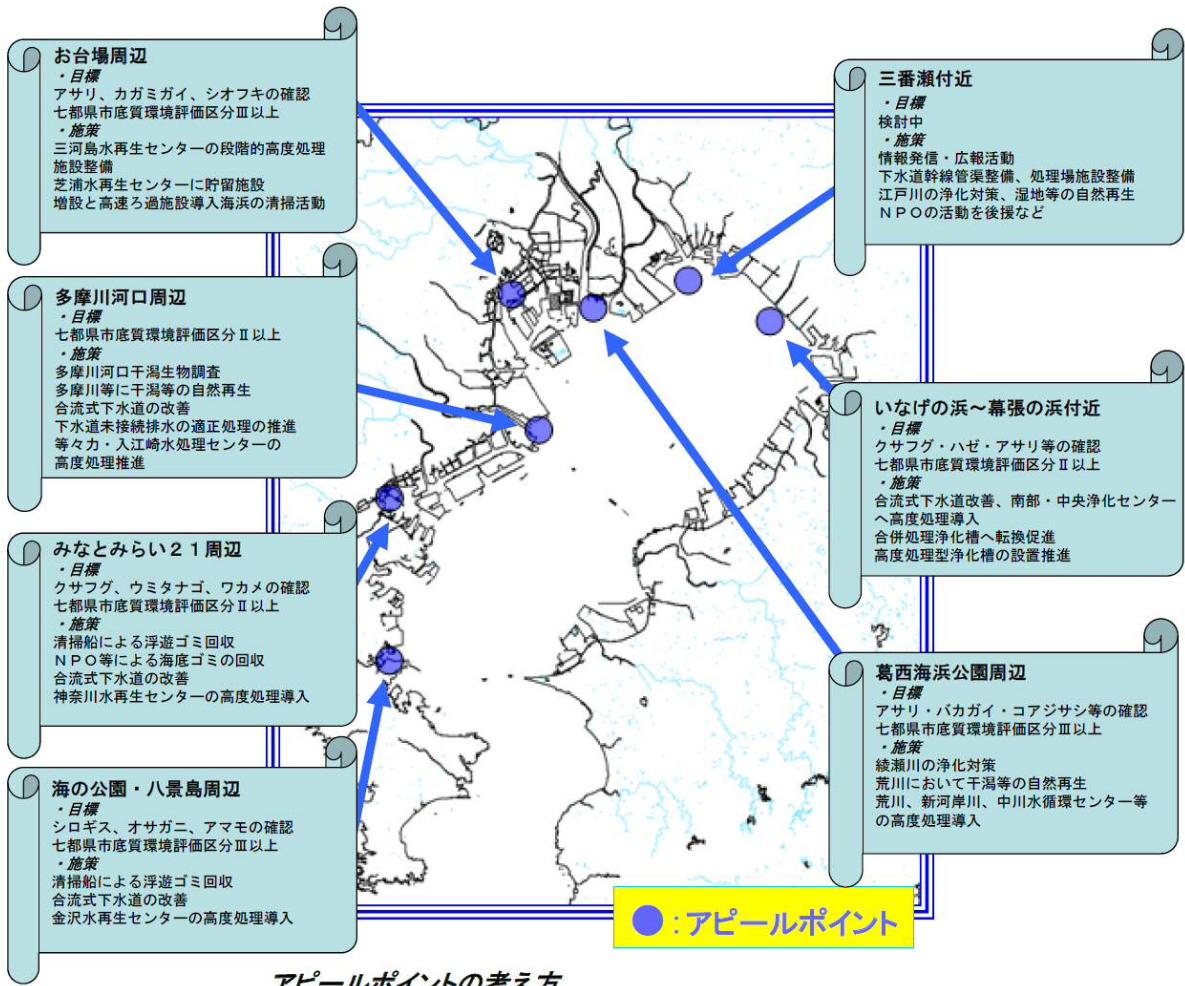
第一期期間においては、流入負荷の削減や、干潟・浅場の造成等による生物種や個体数の増加等の改善が認められたものの、第一期計画の目標達成指標である「湾内の底層DO（溶存酸素量）」に明らかな改善傾向が認められなかつた。このことを踏まえ、第二期行動計画では、以下の取組、施策等を行う計画としている。

第二期計画の概要は表1-2-2に、アピールポイントは図1-2-2に示すとおりである。

表1-2-2 東京湾再生のための行動計画（第二期）の概要

全体目標		快適に水遊びができる、東京湾全体でとれる新鮮な魚介類である「江戸前」の生物をはじめ多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する。
計画期間		平成25年度から平成34年度までの10年間
体制		東京湾再生推進会議 東京湾再生官民連携フォーラム
目標達成のための施策	陸域	<ul style="list-style-type: none"><li>○水質総量削減の推進</li><li>○汚水処理施設の整備・普及</li><li>○雨天時における流出負荷の削減</li><li>○河川の浄化対策</li><li>○面源から発生する汚濁負荷の削減</li><li>○浮遊ゴミ等の回収 等</li></ul>
	海域	<ul style="list-style-type: none"><li>○干潟・浅場・藻場等の保全・再生・創出</li><li>○汚泥浚渫と覆砂の実施による底質の改善</li><li>○過去の土砂採取等による深掘り跡の埋め戻し</li><li>○生物共生型護岸への整備・改修</li><li>○貧酸素水塊及び青潮発生メカニズムの解明及び有効対策の実施 等</li></ul>
	モニタリング	<ul style="list-style-type: none"><li>○東京湾水質一斉調査の実施</li><li>○モニタリングポストや海洋レーダー、調査船等による水質・底質調査、赤潮・青潮調査、生物調査等</li></ul>
アピールポイントの設定		第一期では、東京湾内沿岸部の7か所にアピールポイントを設定し、施策の効果を評価。第二期も継続して同じ海域をアピールポイントとして設定。

出典：「東京湾再生のための行動計画（第二期）」（平成25年5月 東京湾再生推進会議）



#### アピールポイントの考え方

施策による改善の効果について、身边に市民が体感・実感できる  
ような場所であり、施策の効果が端的に評価できる場所でもある。

出典：「東京湾再生のための行動計画（第二期）」（平成25年5月 東京湾再生推進会議）

図1-2-2 東京湾再生のための行動計画のアピールポイント

## 1－2－9 東京都気候変動対策方針

東京都では、平成19年6月に「東京都気候変動対策方針」を策定した。この方針の中で提起した施策は、わが国初のキヤップ＆トレードプログラムを始めとして、そのほとんどが具体化され、実施に移されつつある。

### ○ 気候変動対策の基本的考え方

- ・日本の環境技術を、CO<sub>2</sub>削減に向け最大限発揮する仕組みをつくる
- ・大企業、中小企業、家庭のそれぞれが、役割と責任に応じてCO<sub>2</sub>を削減する仕組みをつくる
- ・当初の3～4年を「低CO<sub>2</sub>型社会への転換始動期」と位置づけ、戦略的・集中的に対策を実行
- ・民間資金、地球温暖化対策推進基金、税制等を活用して、必要な投資は大胆に実行

### ○ 5つの方針と主な取組

#### 方針I 企業のCO<sub>2</sub>削減を強力に推進

- ・大規模CO<sub>2</sub>排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入
- ・中小企業の省エネ対策等を「環境CBO」等の導入で推進
- ・金融機関に対し、環境投融資の拡大と投資実績の公開を要請

#### 方針II 家庭のCO<sub>2</sub>削減を本格化

- ・家庭からの「白熱球一掃作戦」を展開
- ・太陽光発電や高効率給湯器等の普及促進、太陽熱市場の再生

#### 方針III 都市づくりでのCO<sub>2</sub>削減をルール化

- ・世界でもトップクラスの建物省エネ仕様を策定し、都の施設へ全面適用
- ・大規模新築建築物等に対する省エネ性能の義務化

#### 方針IV 自動車交通でのCO<sub>2</sub>削減を加速

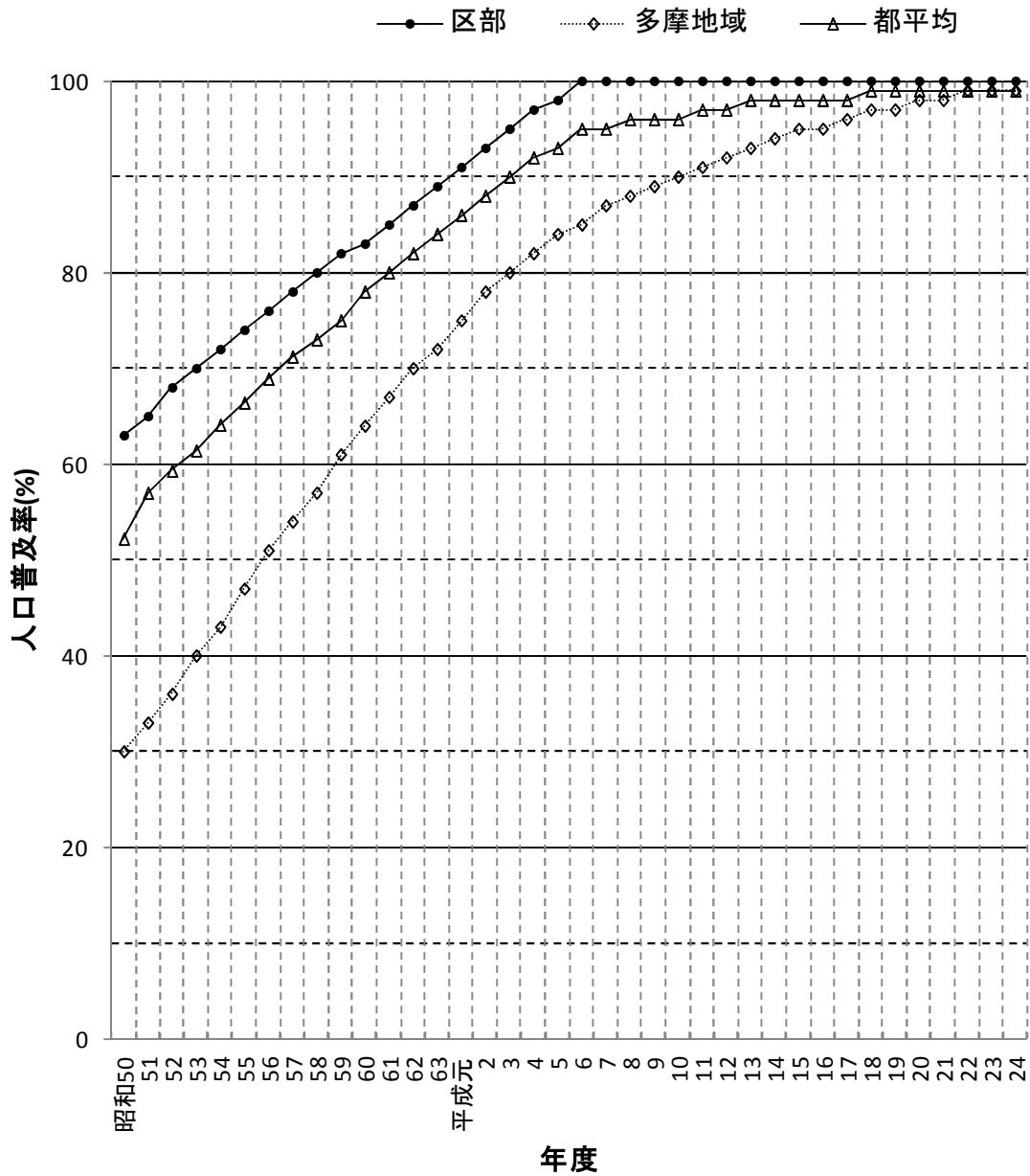
- ・ハイブリッド車等の大量普及をめざす「低燃費車利用ルール」の策定
- ・CO<sub>2</sub>を減らす環境自動車燃料の導入促進プロジェクトの展開
- ・「エコドライブ運動」等、自主的取組を支援する仕組みの構築

#### 方針V 各部門の取組を支える、都独自の仕組みを構築

- ・中小企業、家庭の省エネ努力を促進・支援する制度の構築
- ・都独自の「省エネルギー促進税制」の導入を、減免・課税の両面で検討開始

### 1-3 下水道計画

東京都における下水道普及率の推移は図1-3-1に、下水道整備計画の概要は表1-3-1、図1-3-2及び図1-3-3に示すとおりである。



出典：「事業概要 平成 25 年版」（平成 25 年 8 月 東京都下水道局）

図1-3-1 下水道普及率の推移（人口普及率）

表 1-3-1 下水道計画の概要（平成 25 年 4 月 1 日現在）

処理区名	計画人口 (千人)	計画面積 (ha)	ポンプ所 <sup>※1</sup> (か所)	水再生センター <sup>※1</sup>		処理区域
				(か所)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日)	
区部公共下水道	8,692 <sup>※2</sup>	57,839 <sup>※2</sup>	93	16	6,090 <sup>※2</sup>	
芝浦	705	6,440	14	1	850	千代田、中央、港、新宿、渋谷の大部分。 文京、品川、目黒、世田谷、豊島区の一部。
	758	3,936	9	3	650	台東、荒川区の全部。文京、豊島区の大部分。 千代田、新宿、北区の一部。
	907	6,153	35	2	710	墨田、江東区の全部。 中央、港、品川、足立、江戸川区の一部。
	302	1,687	5	2	270	北区の大部分。豊島、板橋、足立区の一部。
	680	3,506	-	2	440	中野区の大部分。新宿、世田谷、渋谷、杉並、 豊島、練馬区の一部。
	2,127	14,675	14	1	1,290 <sup>※3</sup>	大田区の全部。品川、目黒、世田谷区の大部分。 渋谷、杉並区の一部。
	266	1,633	3	1	200	足立、葛飾区の一部。
	793	4,893	8	1	510	江戸川区の大部分。葛飾区の一部。
	1,633	10,474	1	2	840	杉並、板橋、練馬区の大部分。新宿、中野、豊 島、北区の一部。
中川	521	4,442	4	1	330	足立区の大部分。葛飾区の一部。

※1：ポンプ所、水再生センターのか所数は、都市計画決定値（平成 23 年 3 月 4 日東京都告示第 1029 号）である。ただし、東部スラッジプラント、南部スラッジプラントは、発生する汚泥を処理する施設のため水再生センターか所数には含まない。なお、ポンプ所のか所数には、水再生センター内の藍染ポンプ所、宮城ポンプ所の 2 か所を含んでいる。

※2：計画人口、計画面積、計画汚水量は、平成 21 年 7 月国土交通省関東地方整備局長同意を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」と整合を図ったものである。

※3：森ヶ崎処理区の処理能力は、区域外流入する 250 千m<sup>3</sup>/日をあわせると 1,540 千m<sup>3</sup>/日であり、全計画汚水量は 6,340 千m<sup>3</sup>/日である。

流域名	処理区名	計画処理人口 (千人)	計画面積 (ha)	計画汚水量 (千m <sup>3</sup> /日)	ポンプ所 (か所)	水再生センター		関係市町村名
						(か所)	名称	
多摩川	野川	585	5,475	298	—	—	(区部) 森ヶ崎水再生セ ンターへ流入	武蔵野市、三鷹市、府中市、調 布市、小金井市、狛江市(6 市)
	北多摩一号	489	5,124	276	—	1	北多摩一号	立川市、府中市、小金井市、 小平市、東村山市、国分寺市(6 市)
	北多摩二号	230	2,744	123	—	1	北多摩二号	立川市、国分寺市、国立市(3 市)
	多摩川上流	439	9,375	248	1	1	多摩川上流	立川市、青梅市、昭島市、福 生市、武蔵村山市、羽村市、瑞 穂町、奥多摩町(6 市 2 町)
	南多摩	360	5,900	164	1	1	南多摩	八王子市、町田市、日野市、 多摩市、稻城市(5 市)
	浅川	263	3,902	117	—	1	浅川	八王子市、町田市、日野市(3 市)
	秋川	447	8,533	232	—	1	八王子	八王子市、昭島市、日野市、 羽村市、あきる野市、日の出町、 檜原村(5 市 1 町 1 村)
多摩川流域計		2,813	41,053	1,458	2	6 か所		22 市 3 町 1 村
荒川右岸東京	荒川右岸	684	8,042	320	—	1	清瀬	武蔵野市、小金井市、小平市、 東村山市、東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市、西東 京市(9 市)
総計		3,497	49,095	1,778	2	7 か所		26 市 3 町 1 村

注) 1 関係市町村名の□枠は、水再生センター所在市を示す。

2 上記計画は、平成 21 年 7 月国土交通省関東地方整備局長同意を受け東京都が決定した「多摩川・荒川等流域別下水道整備総合計画」と整合を図っている。なお、単独処理区（八王子北野処理区、立川錦野処理区、三鷹東部処理区）の区域を含んだ数値としている。また、ポンプ所、水再生センターの所数は、都市計画決定済みのか所数である。

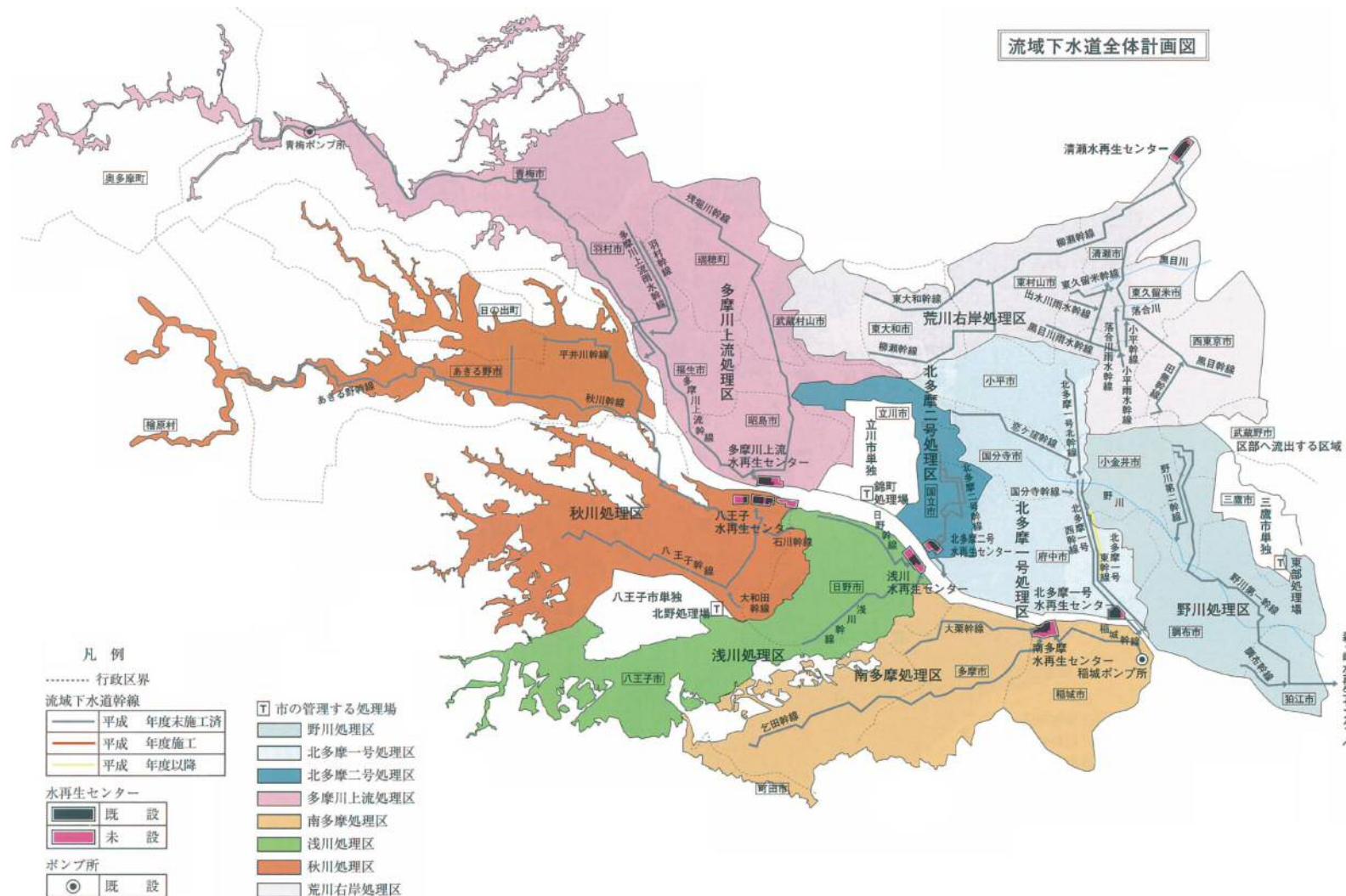
出典：「事業概要 平成 25 年版」（平成 25 年 8 月 東京都下水道局）



出典：「事業概要 平成25年版」（平成25年8月 東京都下水道局）

図 1-3-2 区部下水道全体計画図

流域下水道全体計画図



出典：「事業概要 平成25年版」（平成25年8月 東京都下水道局）

図 1-3-3 流域下水道全体計画図

#### 1-4 公害苦情の状況

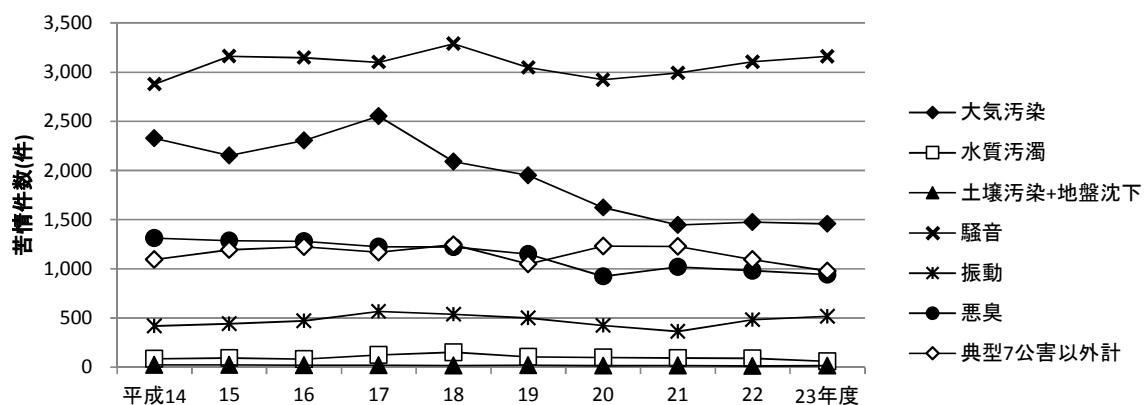
東京都における公害苦情件数の状況は、表1-4-1及び図1-4-1に示すとおりである。

表1-4-1 公害苦情件数の状況（平成23年度）

(単位：件)

地域	総数	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	典型7公害以外計
千代田区	159	8	1	-	71	11	-	35	33
中央区	137	8	-	-	90	9	-	28	2
港区	280	18	-	-	175	23	-	52	12
新宿区	158	11	-	-	105	13	-	21	8
文京区	99	3	-	-	61	11	-	10	14
台東区	186	23	1	-	72	7	-	9	74
墨田区	291	17	-	-	139	27	-	39	69
江東区	240	37	4	-	113	17	-	39	30
品川区	208	15	-	-	129	20	-	23	21
目黒区	215	19	-	-	97	27	1	27	44
大田区	316	36	2	1	146	39	-	54	38
世田谷区	204	39	1	1	107	30	-	19	7
渋谷区	109	1	-	-	85	13	-	9	1
中野区	113	17	-	-	71	13	-	12	-
杉並区	227	54	-	1	110	29	-	29	4
豊島区	128	15	-	-	83	10	-	20	-
北区	151	23	-	-	92	15	-	18	3
荒川区	93	5	-	1	38	11	-	9	29
板橋区	244	39	-	-	140	21	-	32	12
練馬区	221	73	-	-	96	24	-	26	2
足立区	229	49	-	-	111	23	-	43	3
葛飾区	206	37	-	2	102	33	-	20	12
江戸川区	359	58	1	1	221	34	-	36	8
区部計	4,573	605	10	7	2,454	460	1	610	426
市部計	2,388	847	49	9	701	59	-	326	397
郡部計	169	6	-	-	5	-	-	4	154
島部計	1	-	-	-	-	-	-	-	1
東京都計	7,131	1,458	59	16	3,160	519	1	940	978

出典：「東京都統計年鑑（平成23年版）」（東京都）



出典：「東京都統計年鑑（平成14年～23年版）」（東京都）

図1-4-1 東京都内の公害苦情件数の推移

## 2 環境の現況

### 2-1 大気質の現況

#### 2-1-1 環境基準

「環境基本法」に基づく大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、微小粒子状物質について定められている。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づきダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準が定められている。環境基準の内容は表 2-1-1 に示すとおりである。

表 2-1-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ダイオキシン類	1 年平均値が 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用されない。 2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10μm 以下のものをいう。 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 5) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。 6) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 7) ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

出典：

- ・二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントは、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）
- ・二酸化窒素は、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）
- ・ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは、「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 9 年環境庁告示第 4 号）
- ・微小粒子状物質は、「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成 21 年環境省告示第 33 号）
- ・ダイオキシン類は、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境庁告示第 68 号）

注) 環境基準の評価方法

環境基準の評価方法には短期的評価（健康に急性影響を及ぼす）を用いるものと長期的評価（慢性的影響を及ぼす）を用いるものがある。光化学オキシダントは短期的評価が、二酸化窒素は長期的評価が、二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については両方の評価方法が定められている。

1) 短期的評価（昭和 48 年 6 月環境庁通達）

測定を行った日の 1 日平均値、8 時間値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

2) 長期的評価

① 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合（昭和 48 年 6 月環境庁通達）

1 年間の 1 日平均値のうち、高い方から 2% の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値）を除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱は行わない。

② 二酸化窒素の場合（昭和 53 年 7 月環境庁通達）

1 年間の 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの（98% 値）を環境基準と比較して評価する。

## 2-1-2 自動車排出ガス及び船舶排出ガス規制の動向

### (1) 自動車排出ガス規制

自動車排出ガスの規制基準は表 2-1-2 に示すとおりである。この規制基準は、自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) 及び粒子状物質 (PM) の更なる低減を図るため、世界最高水準の厳しい規制である、いわゆる「ポスト新長期規制」で、新車のディーゼル車等に対し平成 21 年 10 月から順次強制適用されている。本規制の実施により、例えばディーゼル重量車の場合は、図 2-1-1 に示すとおり自動車から排出される窒素酸化物は昭和 49 年規制に比べ 95% 削減、粒子状物質は平成 6 年規制に比べ 99% 削減される。

表 2-1-2 ポスト新長期規制の概要  
(ディーゼル自動車)

自動車の種別		測定方法 及び単位	排出ガス基準値 (型式指定車)				規制開始日
			PM	NOx	NMHC	CO	
乗用車	VW $\leq 1,265\text{kg}$	JC08H+ JC08C モード法 (g/km)	0.005 (0.013)	0.08 (0.14)	0.024	0.63	新型車：H21 年 10 月 1 日 継続生産・輸入車：H22 年 9 月 1 日
	1,265kg $< \text{VW}$		0.005 (0.014)	0.08 (0.15)	0.024	0.63	〃
トラック・バス	軽量車 (GVW $\leq 1,700\text{kg}$ )	JC08H+ JC08C モード法 (g/km)	0.005 (0.013)	0.08 (0.14)	0.024	0.63	〃
	中量車 (1,700kg $< \text{GVW} \leq 2,500\text{kg}$ )		0.007 (0.015)	0.15 (0.25)	0.024	0.63	新型車：H22 年 10 月 1 日 継続生産・輸入車：H23 年 9 月 1 日
	2,500kg $< \text{GVW} \leq 3,500\text{kg}$	JE05 モード法 (g/kWh)	0.010 (0.027)	0.7 (2.0)	0.17	2.22	新型車：H21 年 10 月 1 日 継続生産・輸入車：H22 年 9 月 1 日
	重量車 (3,500kg $< \text{GVW} \leq 12,000\text{kg}$ )		0.010 (0.027)	0.7 (2.0)	0.17	2.22	新型車：H22 年 10 月 1 日 継続生産・輸入車：H23 年 9 月 1 日
	12,000kg $< \text{GVW}$						新型車：H21 年 10 月 1 日 継続生産・輸入車：H22 年 9 月 1 日

(ガソリン自動車 (NOx 触媒付直噴車))

自動車の種別		測定方法 及び単位	排出ガス基準値 (型式指定車)				規制開始日
			PM	NOx	NMHC	CO	
乗用車		JC08H+ JC08C モード法 (g/km)	0.005 ( - )	0.05	0.05	1.15	新型車 ：H21 年 10 月 1 日  継続生産・輸入車 ：H22 年 9 月 1 日
トラック・バス	軽量車 (GVW $\leq 1,700\text{kg}$ )		0.005 ( - )	0.05	0.05	1.15	
	中量車 (1,700kg $< \text{GVW} \leq 3,500\text{kg}$ )		0.007 ( - )	0.07	0.05	2.55	
	重量車 (3,500kg $< \text{GVW}$ )	JE05 モード法(g/kWh)	0.010 ( - )	0.7	0.23	16.0	

注) 1 PM は粒子状物質、NOx は窒素酸化物、NMHC は非メタン炭化水素、CO は一酸化炭素を表す。

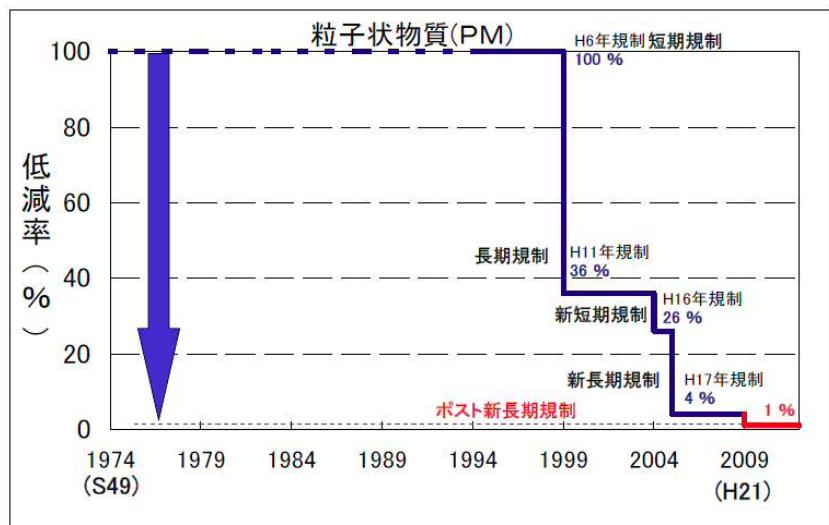
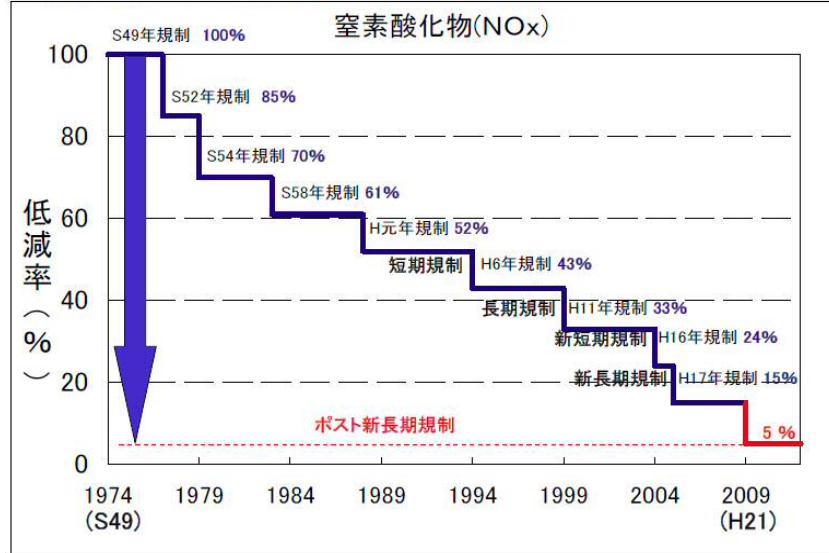
2 GVW は車両総重量（車両重量+乗車人員+最大積載量）、VW は車両重量を表す。

3 PM 及び NOx の規制値欄中 ( ) 内の数値は改正前のものを表す。

4 NOx 触媒付直噴車とは、ガソリンを燃料とする吸収型窒素酸化物還元触媒を装着した直接噴射式エンジンを備えたものをいう。

出典：国土交通省ウェブサイト [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325_.html)

○自動車排出ガス規制の経緯（ディーゼル重量車）



出典：国土交通省ウェブサイト [http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090325_.html)

図 2-1-1 自動車排出ガス規制の経緯（ディーゼル重量車）

また、ブルドーザ、コンバイン、フォークリフト等の特殊自動車に対しては、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成 17 年法律第 51 号)に基づき排出ガス規制が行われている。ディーゼル特殊自動車の規制基準は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値

定格出力	ディーゼル特殊自動車8モード法及び NRTCモード法による規制値 (g/kWh)				ディーゼル 黒煙	規制開始日
	CO	NMHC	NOx	PM		
19kW 以上 37kW 未満 のもの	5.0 (6.5)	0.7 (0.9)	4.0 (5.3)	0.03 (0.04)	25%	新型車： H25年10月1日 継続生産・輸入車： H27年9月1日
37kW 以上 56kW 未満 のもの	5.0 (6.5)	0.7 (0.9)	4.0 (5.3)	0.025 (0.033)	25%	新型車： H25年10月1日 継続生産・輸入車： H26年11月1日
56kW 以上 75kW 未満 のもの	5.0 (6.5)	0.19 (0.25)	3.3 (4.4)	0.02 (0.03)	25%	新型車： H24年10月1日 継続生産・輸入車： H26年4月1日
75kW 以上 130kW 未満 のもの	5.0 (6.5)	0.19 (0.25)	3.3 (4.4)	0.02 (0.03)	25%	新型車： H24年10月1日 継続生産・輸入車： H25年11月1日
130kW 以上 560kW 未満 のもの	3.5 (4.6)	0.19 (0.25)	2.0 (2.7)	0.02 (0.03)	25%	新型車： H23年10月1日 継続生産・輸入車： H25年4月1日

注) 1 CO は一酸化炭素、NMHC は非メタン炭化水素、NOx は窒素酸化物、PM は粒子状物質を表す。

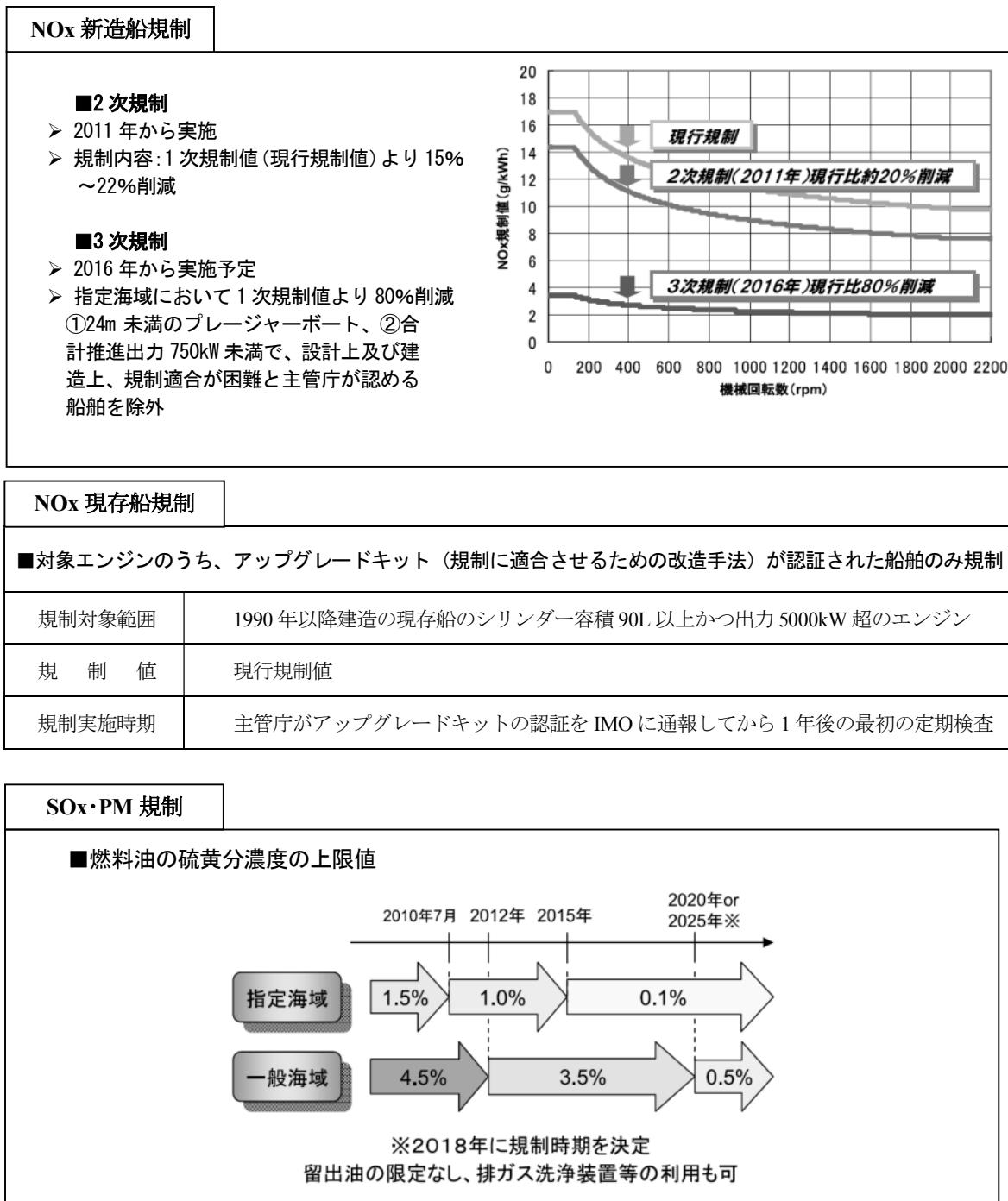
2 規制値欄中の値は平均値を表し、( ) 内の値は上限値を表す。

3 規制値（ディーゼル黒煙）は、ディーゼル特殊自動車8モード法及び無負荷急加速黒煙の測定法によるもの。

出典：国土交通省ウェブサイト [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidisha10\\_hh\\_000041.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidisha10_hh_000041.html)

## (2) 船舶排出ガス規制

船舶からの窒素酸化物や硫黄酸化物等の排出ガスによる大気汚染の防止については、「船舶による汚染の防止のための国際条約」(MARPOL73/78)に基づいて、図2-1-2に示す規制が制定されている。



注) NOx新造船の一次規制は平成17年5月から実施されている。

出典：(一社)日本船舶品質管理協会ウェブサイト [http://www.jsmqa.or.jp/IMO\\_ISO/IMOpdf/113\\_1\\_08.10.pdf](http://www.jsmqa.or.jp/IMO_ISO/IMOpdf/113_1_08.10.pdf)

図2-1-2 船舶排出ガスに係る規制動向

### 2 - 1 - 3 調査概要

東京都では、東京港隣接6区（中央区、港区、江東区、品川区、大田区、江戸川区）の大気汚染常時監視測定局（一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局）において、大気質調査を実施している。

調査項目は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類とした。調査対象測定局の調査項目及び位置は、表 2-1-4 及び図 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-4 大気質調査対象測定期

(平成 24 年度現在)

区分	番号	測定局	所在地	二酸化硫黄	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	微小粒子状物質	炭化水素	ベンゼン	トリクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
一般環境 大気測定局	1	中央区晴海	中央区 晴海 3-6-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	2	港区高輪	港区 高輪 1-6			○	○	○	○	○				
	3	港区台場	港区 台場 1-3-1	○		○	○	○	○	○				
	4	江東区大島	江東区 大島 3-1-3			○	○	○	○	○				
	5	品川区豊町	品川区 豊町 2-1-20			○	○	○		○				
	6	品川区八潮	品川区 八潮 5-11-17	○		○		○	○	○				
	7	大田区東糀谷	大田区 東糀谷 1-21-15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	8	江戸川区鹿骨	江戸川区 鹿骨 1-15-1	○	○	○	○	○	○	○	○			
	9	江戸川区春江町	江戸川区 春江町 5-3-3			○	○	○			○	○	○	○
	10	江戸川区南葛西	江戸川区 南葛西 1-11-1			○	○	○	○	○				
自動車排出 ガス測定局	11	永代通り新川	中央区 新川 1-3-1			○	○			○				
	12	第一京浜高輪	港区 高輪 2-20			○	○	○		○				
	13	京葉道路亀戸	江東区 亀戸 7-42-17	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
	14	三ツ目通り辰巳	江東区 辰巳 1-9 地先			○	○	○		○				
	15	北品川交差点	品川区 北品川 3-11-22	○	○	○	○			○				
	16	中原口交差点	品川区 西五反田 7-25-1			○	○	○		○				
	17	環七通り松原橋	大田区 中馬込 2-17 地先	○	○	○	○		○					
	18	中原街道南千束	大田区 南千束 1-33-1			○	○							
	19	環八通り千鳥	大田区 千鳥三丁目 3-31 先			○	○	○						

注) ○は、各測定局における測定項目を示す。

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果、有害大気汚染物質

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air pollution/hazardous contaminant/monitoring study.html>

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/dioxin/result/index.html>



#### 凡例

- 一般環境大気測定局（一般局）
- 自動車排出ガス測定局（自排局）

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果、有害大気汚染物質

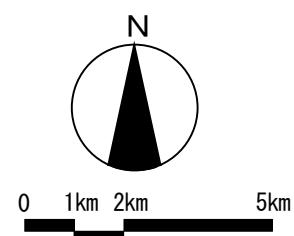


図 2-1-3 大気汚染常時監視測定局の位置

## 2-1-4 調査結果

### (1) 二酸化硫黄

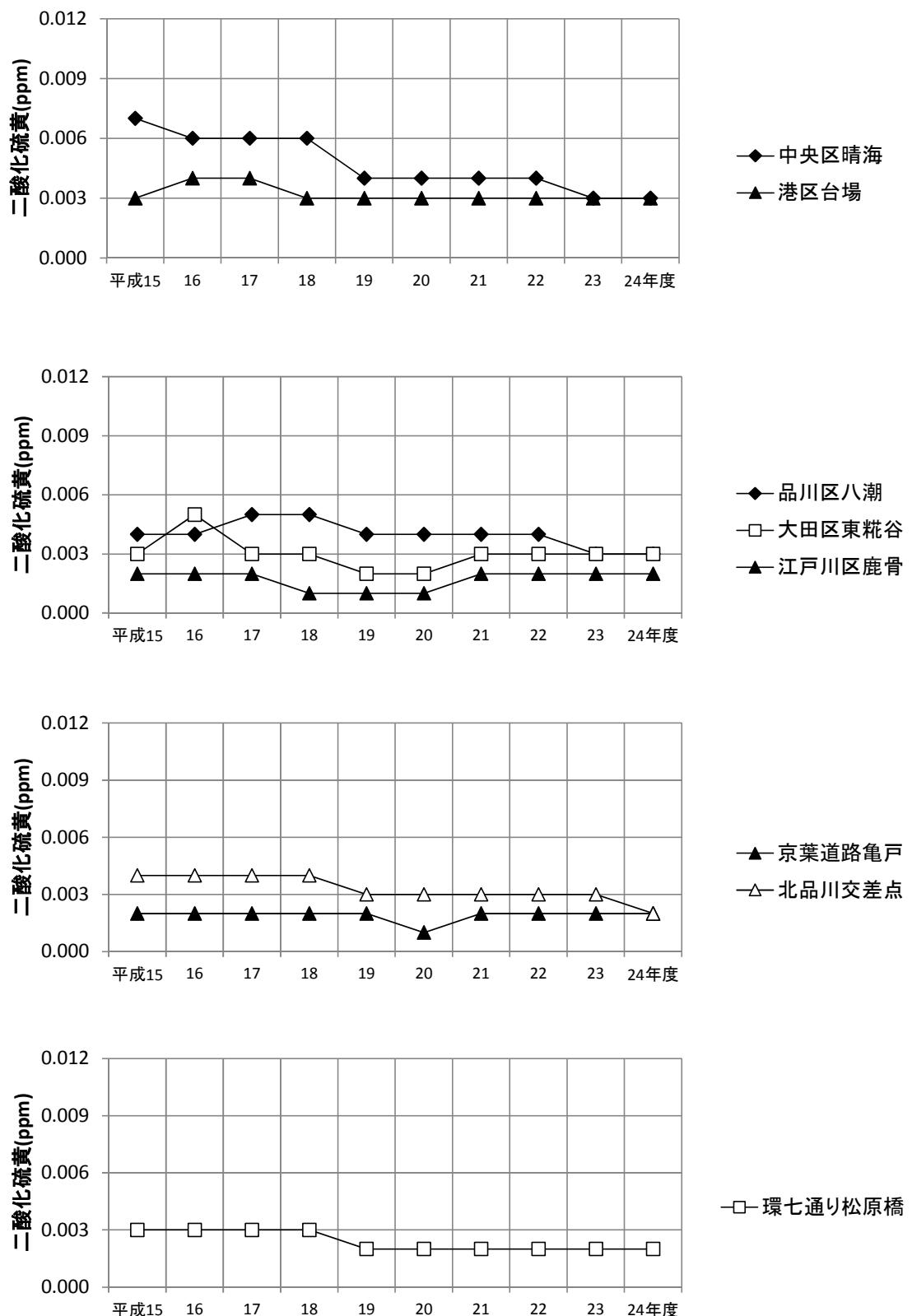
平成 23 年度の二酸化硫黄年間測定結果は表 2-1-5 に示すとおりである。一般環境大気測定局（以下、「一般局」という）、自動車排出ガス（以下、「自排局」という）ともに、全ての測定局で環境基準を達成していた。

また、最近 10 年間の年平均値の推移は、図 2-1-4 に示すとおりである。

表 2-1-5 二酸化硫黄年間測定結果（平成 23 年度）

区分	No	測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値が 0.1ppm を超えた時間数とその割合		日平均値が 0.04ppm を超えた日数とその割合		1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 0.04ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.04ppm を超えた日数		
						日	時間	ppm	時間	%	日	%	ppm	ppm	有×・無○
一般局	1	中央区晴海	363	8,571	0.003	0	0	0	0	0.027	0.008	○	0		
	3	港区台場	363	8,592	0.003	0	0	0	0	0.031	0.008	○	0		
	6	品川区八潮	355	8,445	0.003	0	0	0	0	0.046	0.008	○	0		
	7	大田区東糀谷	361	8,578	0.003	0	0	0	0	0.045	0.007	○	0		
	8	江戸川区鹿骨	363	8,605	0.002	0	0	0	0	0.024	0.004	○	0		
自排局	13	京葉道路亀戸	363	8,595	0.002	0	0	0	0	0.020	0.004	○	0		
	15	北品川交差点	361	8,598	0.003	0	0	0	0	0.045	0.006	○	0		
	17	環七通り松原橋	363	8,592	0.002	0	0	0	0	0.075	0.005	○	0		

出典：「平成 24 年版 日本の大気汚染状況」（平成 25 年 環境省 水・大気環境局 編集）



出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

図 2-1-4 二酸化硫黄濃度の年平均値の推移

## (2) 一酸化炭素

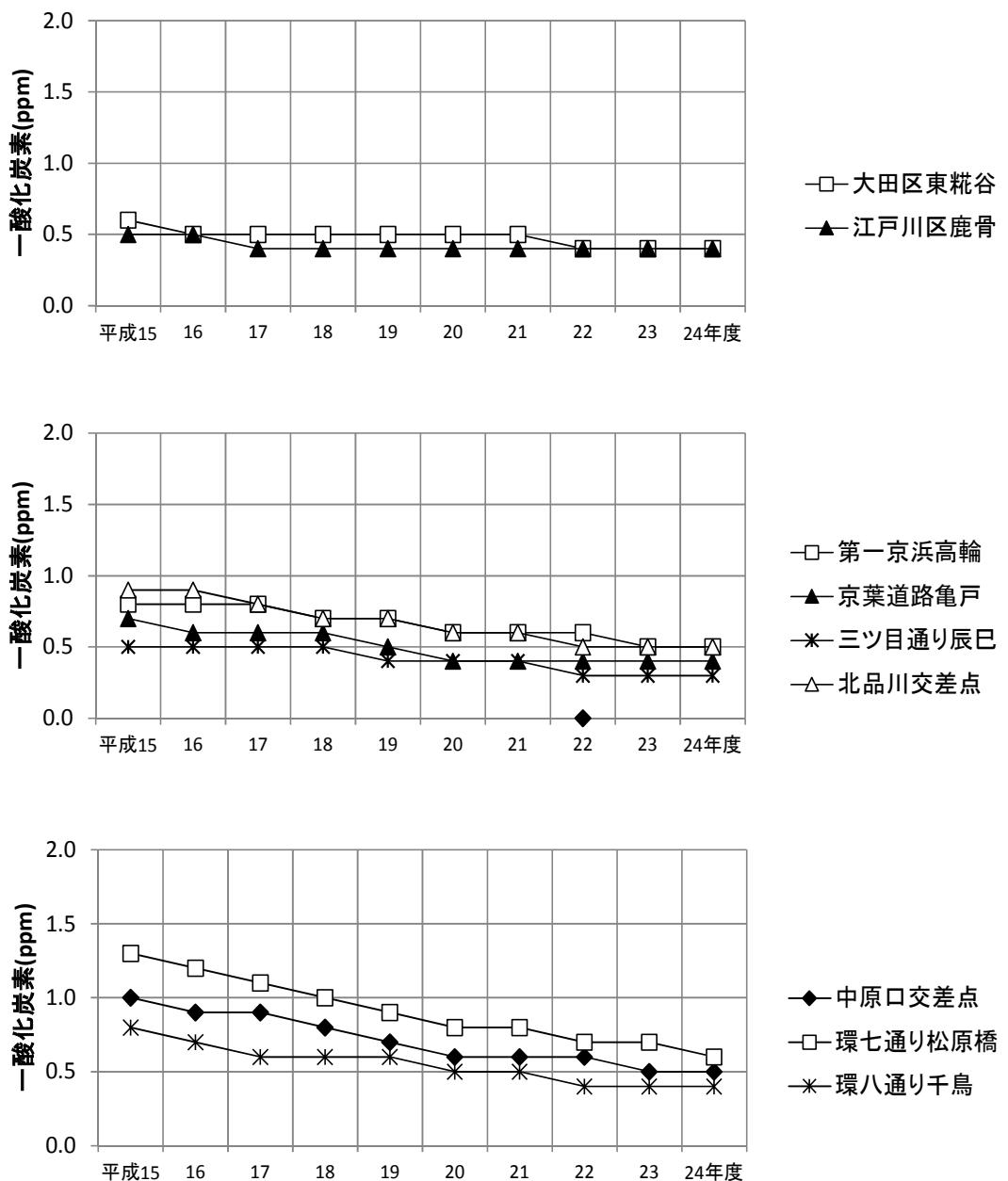
平成 23 年度の一酸化炭素年間測定結果は、表 2-1-6 に示すとおりである。一般局、自排局ともに、全ての測定局で環境基準を達成していた。

また、最近 10 年間の年平均値の推移は、図 2-1-5 に示すとおりである。

表 2-1-6 一酸化炭素年間測定結果（平成 23 年度）

区分	No	測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	8 時間値が 20ppm を超えた回数とその割合	日平均値が 10ppm を超えた日数とその割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2%除外値	日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 10ppm を超えた日数
一般局	7	大田区東糀谷	365	8,663	0.4	0	0	0	2.4	0.8	○
	8	江戸川区鹿骨	365	8,660	0.4	0	0	0	3.1	0.8	○
自排局	12	第一京浜高輪	366	8,669	0.5	0	0	0	2.7	1.0	○
	13	京葉道路亀戸	366	8,665	0.4	0	0	0	2.9	0.8	○
	14	三ツ目通り辰巳	366	8,668	0.3	0	0	0	1.7	0.7	○
	15	北品川交差点	363	8,624	0.5	0	0	0	4.6	0.9	○
	16	中原口交差点	366	8,673	0.5	0	0	0	2.5	1.0	○
	17	環七通り松原橋	366	8,666	0.7	0	0	0	3.5	1.1	○
	19	環八通り千鳥	365	8,667	0.4	0	0	0	2.1	0.9	○

出典：「平成 24 年版 日本の大気汚染状況」（平成 25 年 環境省 水・大気環境局 編集）



出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果  
[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

図 2-1-5 一酸化炭素濃度の年平均値の推移

### (3) 浮遊粒子状物質

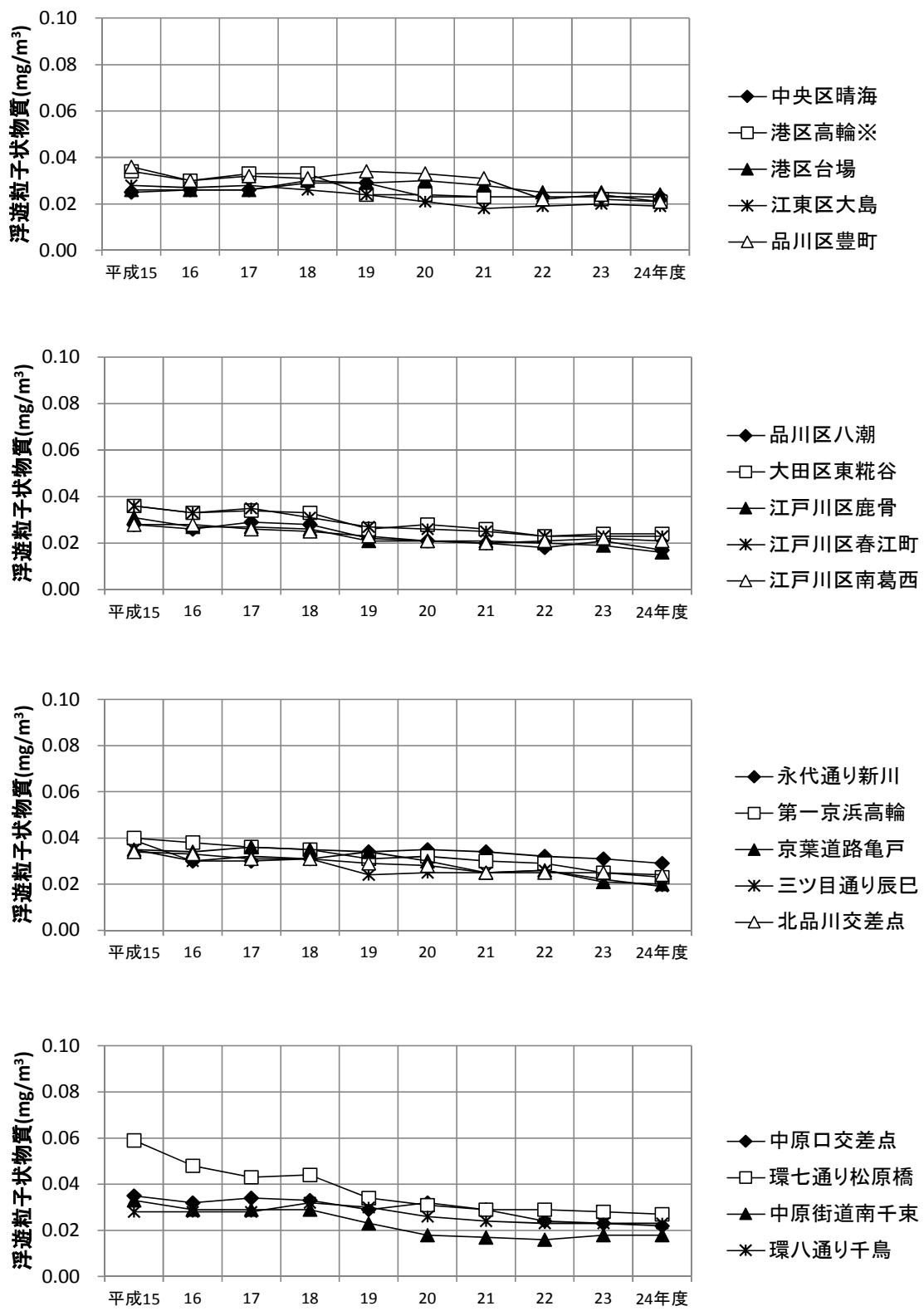
平成 23 年度の浮遊粒子状物質年間測定結果は、表 2-1-7 に示すとおりである。一般局では全ての測定局で長期的評価の環境基準を達成していた。短期的評価では、1 局で基準に適合していなかった。自排局では 9 測定局中、短期的評価及び長期的評価で環境基準に適合していない測定局が 1 局、短期的評価のみ適合していない測定局が 1 局あった。

また、最近 10 年間の年平均値の推移は、図 2-1-6 に示すとおりである。

表 2-1-7 浮遊粒子状物質年間測定結果（平成 23 年度）

区分	No	測定期名称	有効測定日数	測定期間	年平均値	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を超えた時間数とその割合	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数とその割合	1 時間値の最高値	日平均値の 2% 除外値	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数
日	時間	mg/m <sup>3</sup>	時間	%	日	%	mg/m <sup>3</sup>	mg/m <sup>3</sup>	有×・無○	日	
一般局	1	中央区晴海	362	8,665	0.023	0	0	0	0.126	0.047	○ 0
	2	港区高輪	361	8,645	0.022	0	0	0	0.133	0.050	○ 0
	3	港区台場	362	8,667	0.025	0	0	0	0.116	0.052	○ 0
	4	江東区大島	362	8,672	0.020	0	0	0	0.119	0.045	○ 0
	5	品川区豊町	359	8,611	0.024	0	0	1	0.3	0.170	0.060
	6	品川区八潮	363	8,684	0.021	0	0	0	0.142	0.051	○ 0
	7	大田区東糀谷	361	8,637	0.024	0	0	0	0.116	0.055	○ 0
	8	江戸川区鹿骨	356	8,529	0.019	0	0	0	0.145	0.050	○ 0
	9	江戸川区春江町	362	8,664	0.023	0	0	0	0.130	0.052	○ 0
	10	江戸川区南葛西	362	8,663	0.022	0	0	0	0.133	0.054	○ 0
自排局	11	永代通り新川	361	8,649	0.031	0	0	2	0.6	0.170	0.068 × 2
	12	第一京浜高輪	360	8,631	0.025	1	0	0	0	0.205	0.056 ○ 0
	13	京葉道路亀戸	362	8,669	0.021	0	0	0	0	0.133	0.053 ○ 0
	14	三ツ目通り辰巳	364	8,701	0.022	0	0	0	0	0.177	0.060 ○ 0
	15	北品川交差点	359	8,632	0.025	0	0	0	0	0.126	0.052 ○ 0
	16	中原口交差点	361	8,644	0.023	0	0	0	0	0.146	0.051 ○ 0
	17	環七通り松原橋	361	8,647	0.028	0	0	0	0	0.127	0.057 ○ 0
	18	中原街道南千束	361	8,650	0.018	0	0	0	0	0.101	0.041 ○ 0
	19	環八通り千鳥	361	8,637	0.023	0	0	0	0	0.139	0.049 ○ 0

出典：「平成 24 年版 日本の大気汚染状況」（平成 25 年 環境省 水・大気環境局 編集）



注) 港区高輪は平成 23 年度から測定開始。平成 21 年度以前は港区白金の測定結果を示す。

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果

[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

図 2-1-6 浮遊粒子状物質濃度の年平均値の推移

#### (4) 二酸化窒素

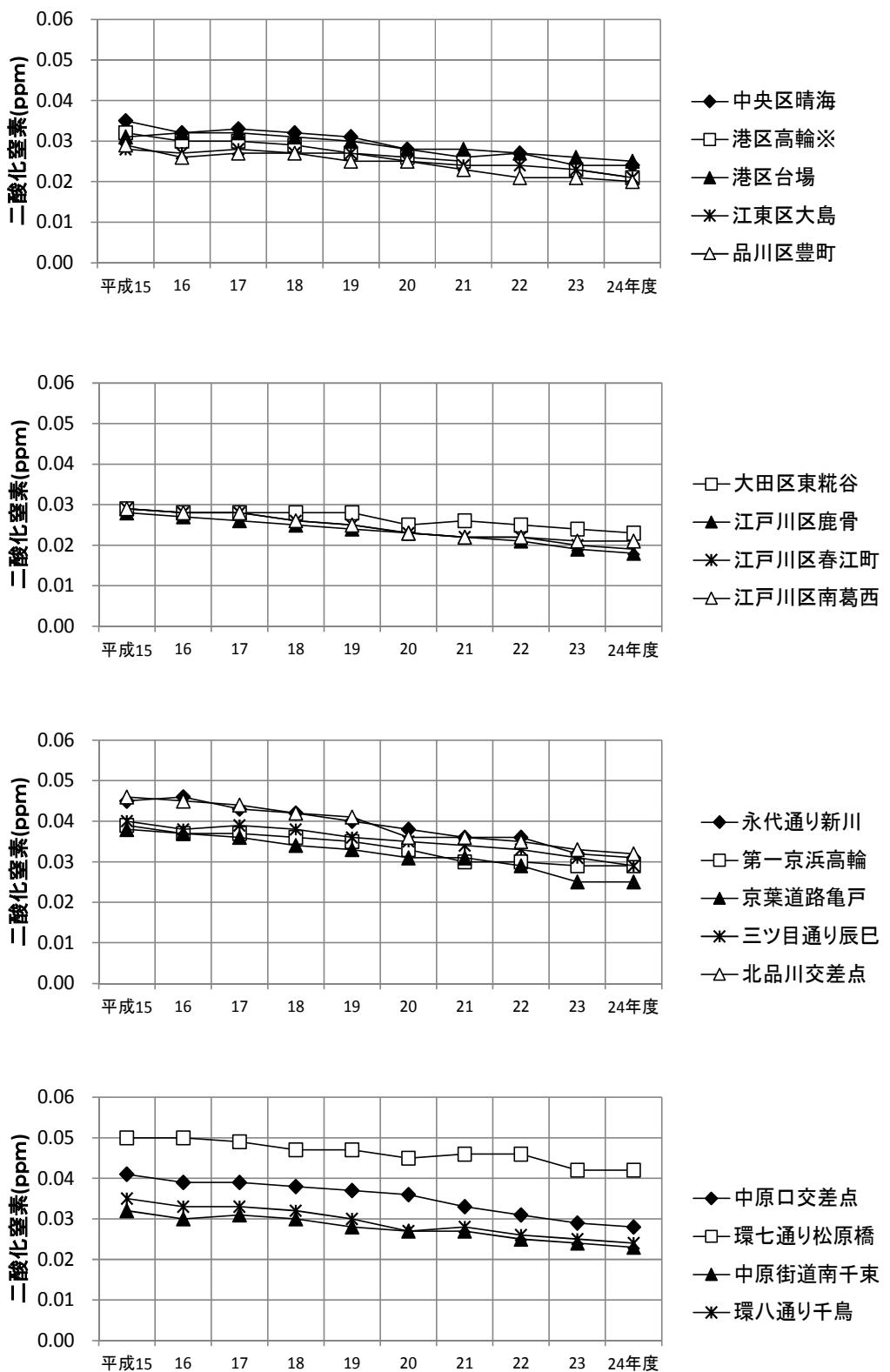
平成 23 年度の二酸化窒素年間測定結果は、表 2-1-8 に示すとおりである。一般局では全ての測定局で環境基準を達成していたが、自排局では 9 測定局中 1 測定局で環境基準を達成していなかつた。

また、最近 10 年間の年平均値の推移は、図 2-1-7 に示すとおりである。

表 2-1-8 二酸化窒素年間測定結果（平成 23 年度）

区分	No	測定局名称	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	1 時間値が 0.2ppm を超えた時間数とその割合	1 時間値が 0.1ppm 以上 0.2ppm 以下の時間数とその割合	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合	日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合	日平均値の年間 98% 値	98% 値評価による日平均値が 0.06ppm を超えた日数				
一般局	1	中央区晴海	363	8,583	0.024	0.092	0	0	0	0	1	0.3	24	6.6	0.046	0
	2	港区高輪	362	8,584	0.023	0.103	0	0	1	0	0	0	20	5.5	0.045	0
	3	港区台場	363	8,595	0.026	0.089	0	0	0	0	1	0.3	32	8.8	0.049	0
	4	江東区大島	361	8,550	0.023	0.086	0	0	0	0	0	0	20	5.5	0.045	0
	5	品川区豊町	359	8,543	0.021	0.104	0	0	2	0	1	0.3	18	5	0.045	0
	7	大田区東糀谷	363	8,595	0.024	0.093	0	0	0	0	2	0.6	22	6.1	0.046	0
	8	江戸川区鹿骨	363	8,605	0.019	0.076	0	0	0	0	0	0	9	2.5	0.040	0
	9	江戸川区春江町	363	8,595	0.020	0.084	0	0	0	0	0	0	15	4.1	0.041	0
	10	江戸川区南葛西	363	8,582	0.021	0.089	0	0	0	0	0	0	14	3.9	0.042	0
	11	永代通り新川	362	8,598	0.032	0.096	0	0	0	0	1	0.3	70	19.3	0.052	0
自排局	12	第一京浜高輪	362	8,598	0.029	0.098	0	0	0	0	2	0.6	56	15.5	0.051	0
	13	京葉道路亀戸	363	8,587	0.025	0.087	0	0	0	0	0	0	27	7.4	0.045	0
	14	三ツ目通り辰巳	363	8,585	0.031	0.098	0	0	0	0	1	0.3	75	20.7	0.051	0
	15	北品川交差点	338	8,110	0.033	0.108	0	0	3	0	3	0.9	108	32	0.059	0
	16	中原口交差点	363	8,602	0.029	0.106	0	0	2	0	2	0.6	50	13.8	0.049	0
	17	環七通り松原橋	363	8,581	0.042	0.143	0	0	55	0.6	40	11.0	161	44.4	0.072	33
	18	中原街道南千束	363	8,596	0.024	0.100	0	0	1	0	0	0	17	4.7	0.043	0
	19	環八通り千鳥	360	8,548	0.025	0.098	0	0	0	0	2	0.6	30	8.3	0.047	0

出典：「平成 24 年版 日本の大気汚染状況」（平成 25 年 環境省 水・大気環境局 編集）



注) 港区高輪は平成23年度から測定開始。平成21年度以前は港区白金の測定結果を示す。

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果

[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

図 2-1-7 二酸化窒素濃度の年平均値の推移

## (5) 光化学オキシダント

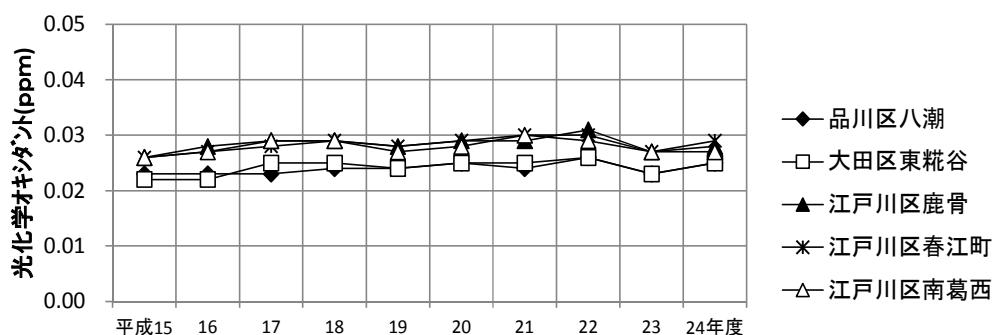
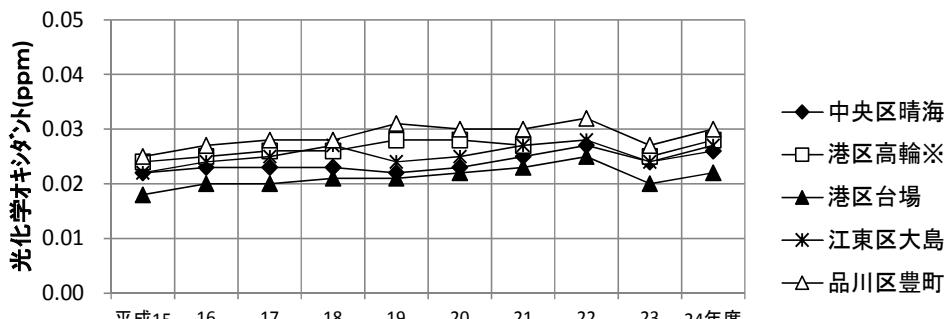
平成 23 年度の光化学オキシダント年間測定結果は、表 2-1-9 に示すとおりである。一般局 10 局全てで環境基準を達成していなかった。

また、最近 10 年間の年平均値の推移は、図 2-1-8 に示すとおりである。

表 2-1-9 光化学オキシダント年間測定結果（平成 23 年度）

区分	No	測定局名称	昼間 測定 日数	昼間 測定 時間	昼間の 1 時間値の 年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数と時間数	昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日 数と時間数	昼間の 1 時間値の 最高値	昼間の日最 高 1 時間値 の年平均値	
			日	時間	ppm	日	時間	日	時間	
一般局	1	中央区晴海	365	5,395	0.024	43	118	0	0.111	0.038
	2	港区高輪	365	5,386	0.025	50	191	0	0.104	0.039
	3	港区台場	365	5,392	0.020	27	65	0	0.092	0.034
	4	江東区大島	365	5,390	0.024	32	103	1	0.123	0.039
	5	品川区豊町	365	5,386	0.027	65	299	2	0.130	0.042
	6	品川区八潮	366	5,413	0.023	48	162	1	0.120	0.038
	7	大田区東糀谷	365	5,384	0.023	36	105	0	0.111	0.037
	8	江戸川区鹿骨	365	5,395	0.027	47	177	1	0.137	0.042
	9	江戸川区春江町	365	5,395	0.027	59	231	1	0.124	0.042
	10	江戸川区南葛西	365	5,386	0.027	49	172	0	0.116	0.041

出典：「平成 24 年版 日本の大気汚染状況」（平成 25 年 環境省 水・大気環境局 編集）



注) 港区高輪は平成 23 年度から測定開始。平成 21 年度以前は港区白金の測定結果を示す。

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果

[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

図 2-1-8 光化学オキシダントの昼間 1 時間値の年平均値の推移

## (6) 微小粒子状物質

平成 24 年度の微小粒子状物質の年間測定結果は、表 2-1-10 に示すとおりである。測定している 12 測定局のうち 10 測定局で環境基準を達成していなかった。

また、微小粒子状物質の測定が開始された平成 23 年度以降の年平均値の推移は、図 2-1-9 に示すとおりである。

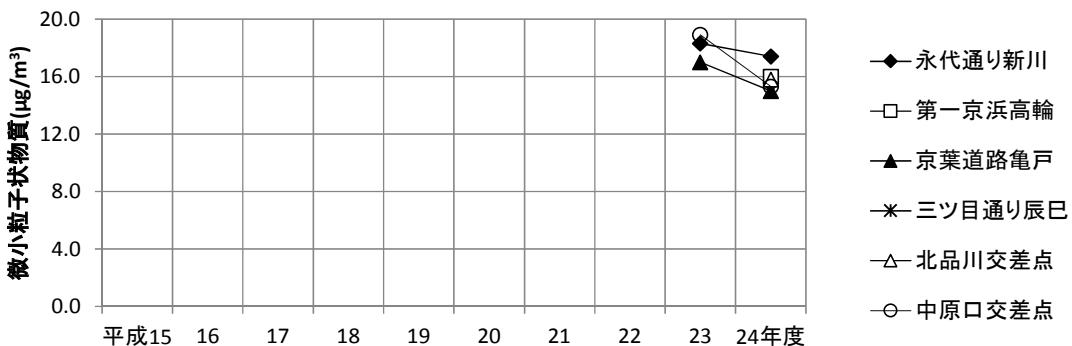
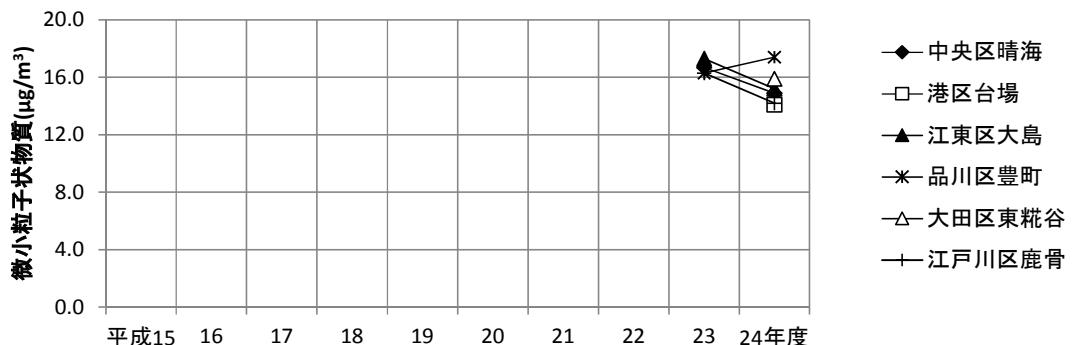
表 2-1-10 微小粒子状物質年間測定結果（平成 24 年度）

区分	No	測定局名称	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準 達成状況
			μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	
一般局	1	中央区晴海	14.9	36.6	×
	3	港区台場	14.1	34.1	○
	4	江東区大島	15.2	37.5	×
	5	品川区豊町	17.4	36.5	×
	7	大田区東糀谷	15.9	35.2	×
	8	江戸川区鹿骨	14.2	35.2	×
自排局	11	永代通り新川	17.4	38.9	×
	12	第一京浜高輪	16.0	36.0	×
	13	京葉道路亀戸	15.0	38.0	×
	14	三ツ目通り辰巳	15.0	34.0	○
	15	北品川交差点	15.8	34.6	×
	16	中原口交差点	15.3	34.6	×

注) ○ : 環境基準達成 × : 環境基準非達成を示す。

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果

[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)



注) 港区台場、大田区東糀谷、第一京浜高輪、三ツ目通り辰巳、北品川交差点は平成 24 年度から測定開始。  
その他の地点は平成 23 年度測定開始。

出典：東京都環境局ウェブサイト 大気汚染測定結果

[https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/result\\_measurement.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/result_measurement.html)

図 2-1-9 微小粒子状物質の年平均値の推移

## (7) ベンゼン等

平成 24 年度のベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の年間測定結果は、表 2-1-11 に示すとおりである。測定している全ての測定局で環境基準を達成していた。

また、最近 10 年間の年平均値の推移は、図 2-1-10 に示すとおりである。

表 2-1-11 ベンゼン等の年間測定結果（平成 24 年度）

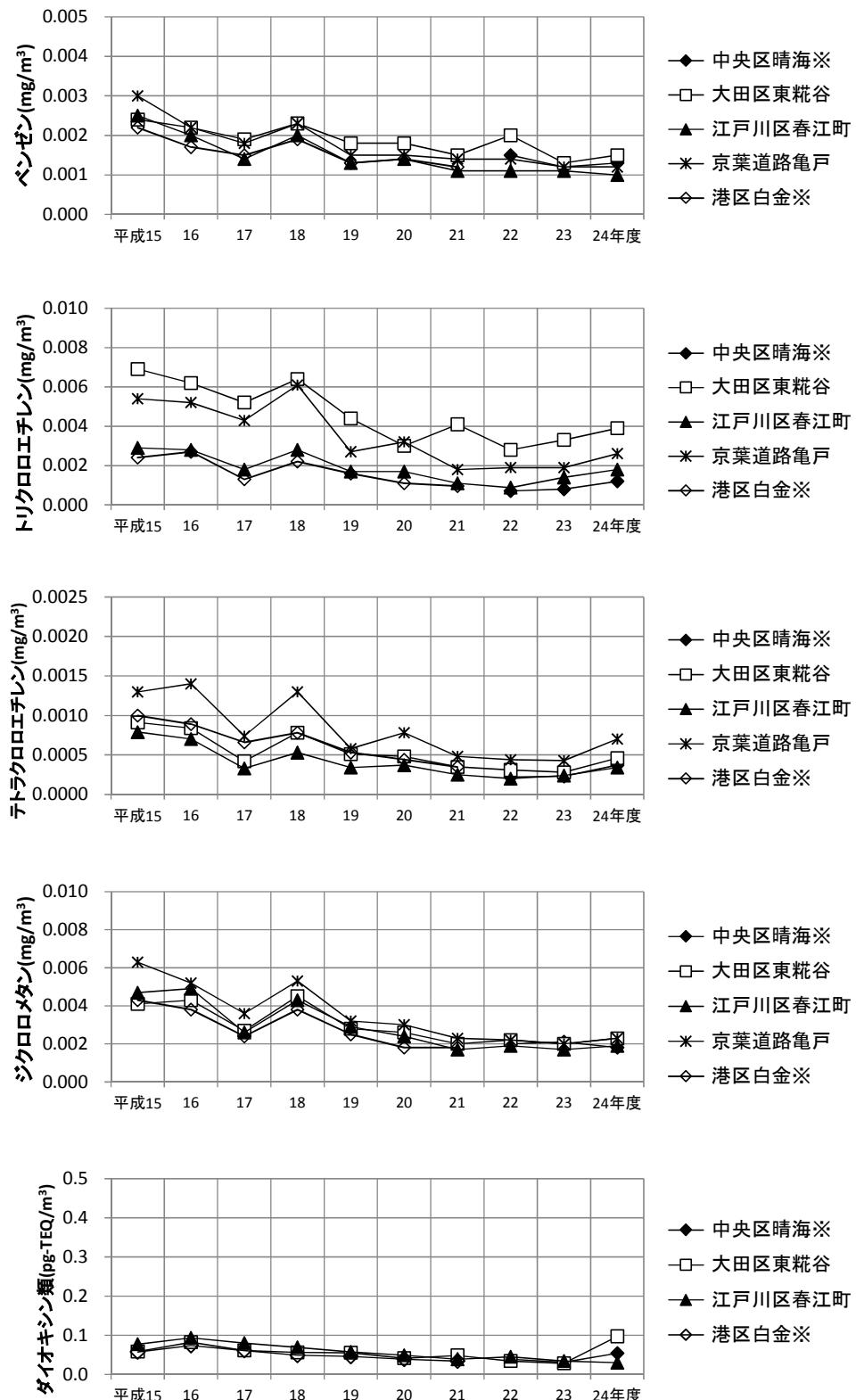
区分	No	測定局名称	ベンゼン		トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
			年平均値 mg/m <sup>3</sup>	環境基準 達成状況	年平均値 mg/m <sup>3</sup>	環境基準 達成状況	年平均値 mg/m <sup>3</sup>	環境基準 達成状況
一般局	1	中央区晴海	0.0013	○	0.0012	○	0.00037	○
	7	大田区東糀谷	0.0015	○	0.0039	○	0.00046	○
	9	江戸川区春江町	0.0010	○	0.0018	○	0.00034	○
自排局	13	京葉道路亀戸	0.0012	○	0.0026	○	0.00070	○
区分	No	測定局名称	ジクロロメタン		ダイオキシン類			
			年平均値 mg/m <sup>3</sup>	環境基準 達成状況	年平均値 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	環境基準 達成状況		
一般局	1	中央区晴海	0.0018	○	0.054	○		
	7	大田区東糀谷	0.0023	○	0.097	○		
	9	江戸川区春江町	0.0019	○	0.030	○		
自排局	13	京葉道路亀戸	0.0023	○	—	—		

注) ○ : 環境基準達成 × : 環境基準非達成 − : 測定していない項目を示す。

出典：東京都環境局ウェブサイト 有害大気汚染物質

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/hazardous\\_contaminant/monitoring\\_study.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/hazardous_contaminant/monitoring_study.html)

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/dioxin/result/index.html>



注) 中央区晴海は平成 22 年度から測定開始。港区白金は平成 21 年度で測定終了。

出典: 東京都環境局ウェブサイト 有害大気汚染物質

[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air\\_pollution/hazardous\\_contaminant/monitoring\\_study.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/air/air_pollution/hazardous_contaminant/monitoring_study.html)

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/chemical/chemical/dioxin/result/index.html>

図 2-1-10 ベンゼン濃度等の年平均値の推移

## 2-2 騒音の現況

### 2-2-1 環境基準等

#### (1) 騒音に係る環境基準

「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準は、表 2-2-1 に示すとおりであり、東京港周辺の地域の類型は、図 2-2-1 に示すとおり設定されている。

表 2-2-1 一般地域及び道路に面する地域における騒音に係る環境基準

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
A	第 1 種低層住居専用地域	一般地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル 以下	55 デシベル 以下
B	第 1 種中高層住居専用地域	一般地域	55 デシベル 以下	45 デシベル 以下
	第 2 種中高層住居専用地域	2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下
C	これらに接する地先及び水面	一般地域	60 デシベル 以下	50 デシベル 以下
	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらに接する地先及び水面	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル 以下	60 デシベル 以下

備考：車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。  
この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考：個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び区市町村道（区市町村道にあっては 4 車線以上の区间に限る）を表す。

2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・2 車線以下の車線を有する道路 15 メートル
- ・2 車線を超える車線を有する道路 20 メートル

出典：・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）

- ・騒音に係る環境基準の地域類型の指定（平成 24 年中央区告示第 108 号、平成 24 年港区告示第 80 号、平成 24 年江東区告示第 80 号、平成 24 年品川区告示第 382 号、平成 24 年大田区告示第 254 号、平成 24 年江戸川区告示第 107 号）

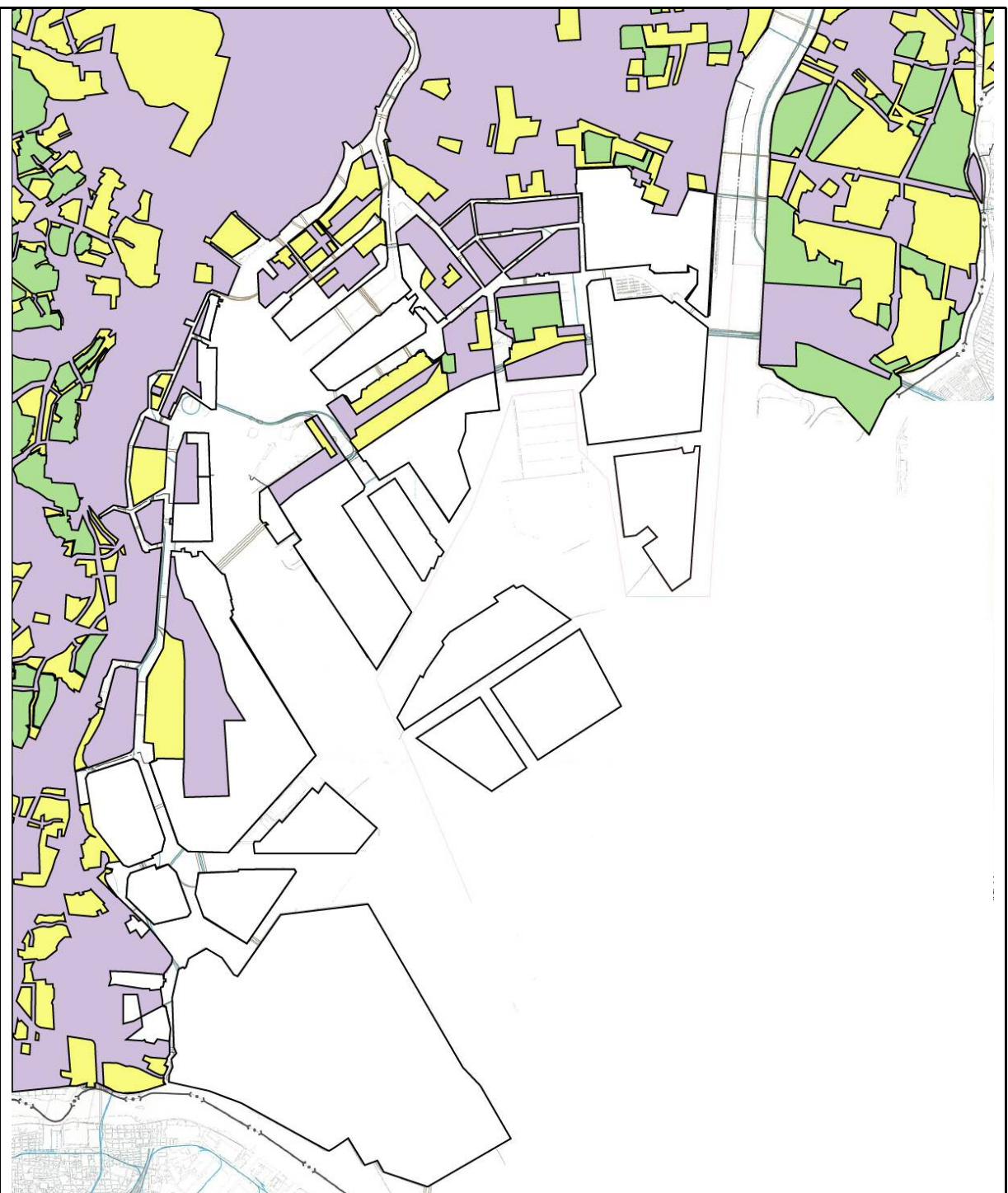
## (2) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」の規定に基づく自動車騒音の限度（以下、「要請限度」という）は、表 2-2-2 に示すとおりであり、東京港周辺の区域の区分は、図 2-2-1 に示すとおり設定されている。

表 2-2-2 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

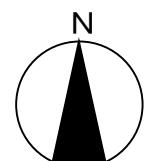
区域の区分	適用区域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 これらに接する地先	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種住居地域	2 車線以上	75 デシベル	70 デシベル
	準住居地域 用途地域の定めのない地域であって a 区域及び c 区域に該当する区域を除く地域	近接区域		
c 区域	近隣商業地域	1 車線	75 デシベル	70 デシベル
	商業地域	2 車線以上		
	準工業地域 工業地域 これらに接する地先	近接区域		
記事	・車線とは 1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帶状の車道部分をいう。			
	・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を越える車線を有する道路は 20m の範囲とする。			

- 出典：・「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成 12 年総理府令第 15 号）  
 ・騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める区域等（平成 15 年中央区告示第 55 号、平成 15 年港区告示第 54 号、平成 15 年江東区告示第 66 号、平成 15 年品川区告示第 92 号、平成 15 年大田区告示第 103 号、平成 15 年江戸川区告示第 132 号）



凡例

環境基準	要請限度
■ : A 類型	a 地域
□ : B 類型	b 地域
△ : C 類型	c 地域



0 1km 2km 5km

図 2-2-1 騒音に係る地域類型及び区域区分図

## 2-2-2 調査概要

東京都環境局では、各区が実施している道路交通騒音調査の結果をとりまとめて公表している。平成24年度の東京港隣接6区（中央区、港区、江東区、品川区、大田区、江戸川区）における調査地点は、表2-2-3及び図2-2-2に示すとおりである。

また、東京都港湾局では平成23年度に東京港周辺で道路交通騒音調査を実施しており、調査地点は、表2-2-4及び図2-2-2に示すとおりである。

表2-2-3 (1) 道路交通騒音調査地点一覧（東京都環境局とりまとめ、平成24年度）

No	住所	道路名	類型	道路種	車線数
1	中央区月島4-1	都道463号線（清澄通り）	C	4	6
2	中央区日本橋小伝馬町20	国道6号（江戸通り）	C	3	6
3	中央区日本橋本町2-2	都道316号線（昭和通り）	C	4	7
4	中央区築地6-1	都道304号線（晴海通り）	C	4	6
5	中央区銀座1-16	都道316号線（昭和通り）	C	4	10
6	中央区日本橋人形町2-36	都道50号線（新大橋通り）	C	4	6
7	中央区京橋2-3	国道15号（中央通り）	C	3	4
8	中央区新富2-15	都道50号線（新大橋通り）	C	4	6
9	中央区晴海1-8	都道304号線（晴海通り）	C	4	10
10	中央区日本橋茅場町1-14	都道50号線（新大橋通り）	C	4	6
11	中央区日本橋本町4-7	国道4号（日光街道）	C	3	8
12	中央区日本橋本町1-4	都道316号（日本橋芝浦大森線）	C	4	6
13	中央区日本橋1-5	国道1号	C	3	4
14	中央区京橋1-7	国道15号	C	3	4
15	中央区日本橋室町4-6	国道17号（中山道）	C	3	6
16	中央区日本橋茅場町1-8	都道10号（東京浦安線）	C	4	6
17	中央区新富1-18	都道50号（東京市川線）	C	4	6
18	中央区日本橋蛎殻町1-29	都道50号（東京市川線）	C	4	6
19	中央区日本橋浜町3-15	都道474号（浜町北砂町線）	C	4	4
20	港区白金台1-2	国道1号（桜田通り）	C	3	8
21	港区東麻布3-7	都道環状3号線（外苑東通り）	C	4	4
22	港区白金台5-10	都道北品川四谷線（外苑通り）	C	4	4
23	港区南麻布5-1	都道418号線（外苑西通り）	B	4	6
24	港区港南3-9	都道316号線（海岸通り）	C	4	6
25	港区高輪2-13	国道15号（第一京浜）	C	3	8
26	港区北青山3-3	国道246号（青山通り）	C	3	8
27	港区西麻布3-20	都道412号線（六本木通り）	C	4	8
28	港区虎ノ門3丁目4	国道1号	C	3	4
29	港区高輪2丁目13	国道15号	C	3	7
30	港区北青山1丁目1	都道環状3号線	A	4	6
31	港区南青山4丁目28	都道赤坂杉並線	B	4	2
32	港区三田4丁目9	都道高輪麻布線	C	4	4
33	港区港南4丁目3	都道品川埠頭線	B	4	8
34	港区西新橋3丁目25	区道1018号	C	5	4
35	港区芝浦1丁目12	区道1026号	C	5	4
36	港区台場2丁目6	国道357号	C	3	4
37	江東区亀戸7-39-9	国道14号（京葉道路）	C	3	6
38	江東区住吉2-28-36	都道放射31号線（新大橋通り）	B	4	4
39	江東区大島3-16-2	都道放射31号線（新大橋通り）	C	4	4
40	江東区北砂4-13-23	都道補助111号線（清洲橋通り）	C	4	4
41	江東区南砂4-4-1	都道放射29号線（葛西橋通り）	C	4	4
42	江東区永代2-31	都道放射16号線（永代通り）	C	4	6
43	江東区東陽3-27	都道放射16号線（永代通り）	C	4	6
44	江東区豊洲4-11-18	都道放射34号線（晴海通り）	C	4	7
45	江東区平野1-2-3	都道補助110号線（清澄通り）	C	4	4

表 2-2-3 (2) 道路交通騒音調査地点一覧（東京都環境局とりまとめ、平成 24 年度）

No	住所	道路名	類型	道路種	車線数
46	江東区東雲 2-5	国道 357 号 (湾岸道路)	C	3	4
47	江東区森下 4-9-22	都道環状 3 号線 (三ツ目通り)	C	4	4
48	江東区枝川 3-3	都道環状 3 号線 (三ツ目通り)	C	4	6
49	江東区枝川 1-8-15	都道環状 3 号線 (三ツ目通り)	C	4	6
50	江東区大島 3-4-5	都道補助 116 号線 (明治通り)	C	4	4
51	江東区東砂 2-12-14	都道補助 144 号線 (番所橋通り)	B	4	4
52	江東区枝川 2-1	首都高速 9 号深川線	C	2	4
53	江東区亀戸 6 丁目 41	国道 14 号 (京葉道路)	C	3	8
54	江東区亀戸 7 丁目 42	国道 14 号 (京葉道路)	C	3	7
55	江東区永代 2 丁目 30	都道東京浦安線 (永代通り)	C	4	6
56	江東区新砂 3 丁目 4	都道東京浦安線 (永代通り)	C	4	4
57	江東区東陽 6 丁目 5	都道永代葛西橋線 (葛西橋通り)	C	4	4
58	品川区東五反田 3-6-18	国道 1 号 (桜田通り)	C	3	8
59	品川区戸越 6-2-16	国道 1 号 (第二京浜)	C	3	6
60	品川区北品川 2-7-15	国道 357 号 (八潮バイパス)	C	3	5
61	品川区東品川 3-15-7	国道 357 号 (八潮バイパス)	C	3	6
62	品川区東品川 1-2-5	都道日本橋芝浦大森線 (海岸通り)	C	4	6
63	品川区上大崎 3-14-23	都道北品川四谷線	B	4	7
64	品川区南大井 1-6-3	区道 7 号 (競馬場通り)	C	5	4
65	品川区八潮 5-6-32	区道 7 号 (競馬場通り)	B	5	4
66	品川区東品川 3-32-27	区道 31 号 (天王洲通り)	C	5	4
67	品川区北品川 3 丁目 9-27	都道環状 6 号線	C	4	4
68	品川区西五反田 7 丁目 6-1	都道環状 6 号線	C	4	4
69	品川区大井 4 丁目 17-16	都道東品川下丸子線	C	4	2
70	大田区羽田 4-1	都道環状 8 号線 (環八通り)	C	4	6
71	大田区南馬込 5 丁目 42	国道 1 号	B	3	6
72	大田区大森中 2 丁目 1	国道 15 号	C	3	4
73	大田区西糀谷 3 丁目 9	国道 131 号	C	3	7
74	大田区南馬込 2 丁目 31	都道環状 7 号線	B	4	4
75	大田区新蒲田 1 丁目 14	都道環状 8 号線	C	4	4
76	大田区羽田 1 丁目 15	都道東京大師横浜線	C	4	6
77	江戸川区一之江 3-20	都道環状 7 号線	C	4	6
78	江戸川区南葛西 3-23	都道環状 7 号線	C	4	6

注) 道路種別は、下記に示すとおりである。

- 1 高速自動車国道
- 2 首都高速道路
- 3 一般国道
- 4 都道
- 5 4 車線以上の区市町道
- 6 その他の道路

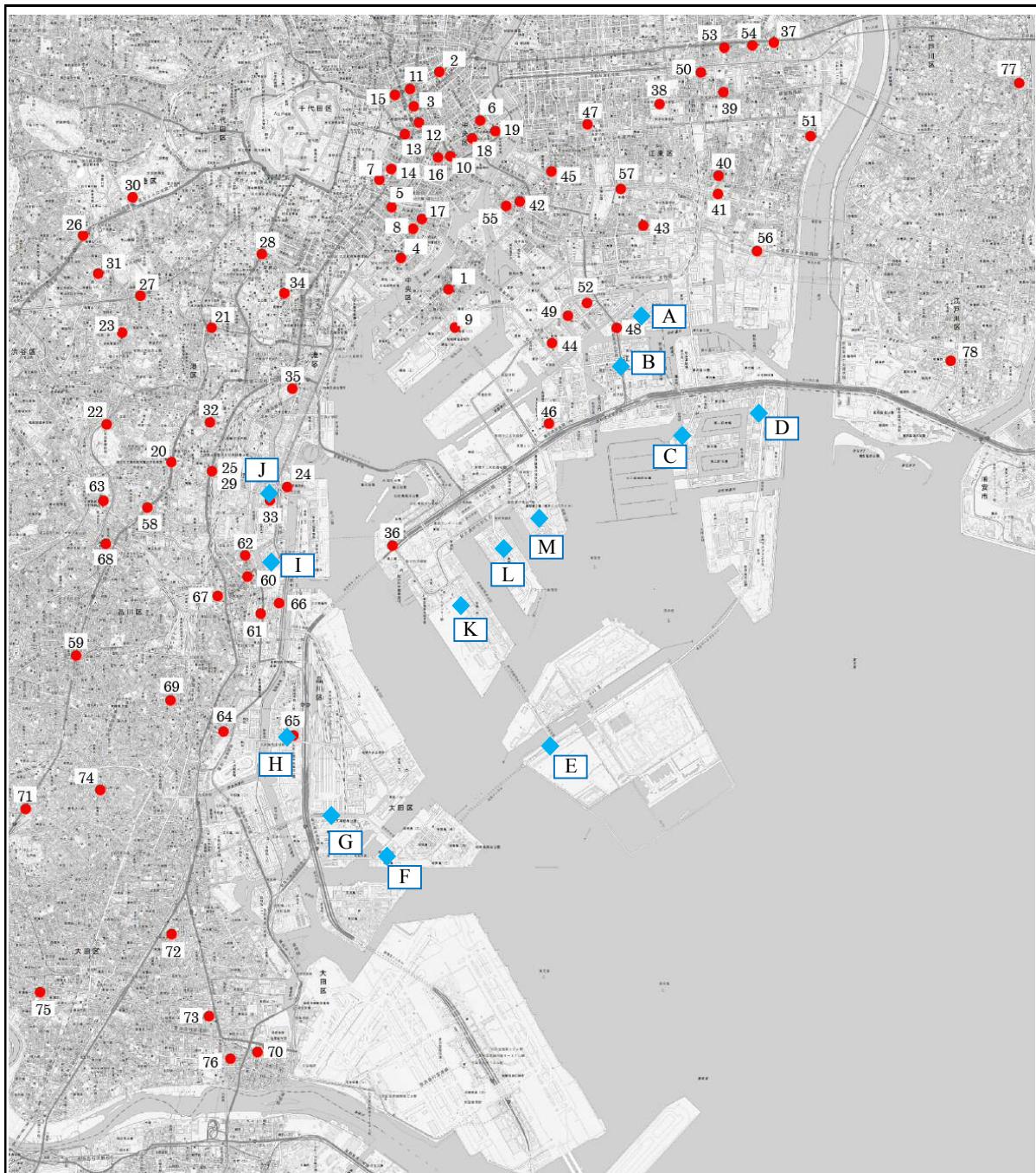
出典：東京都環境局ウェブサイト 自動車交通騒音調査結果

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/noise/result/index.html>

表 2-2-4 道路交通騒音調査地点一覧（東京都港湾局調査、平成 23 年度）

No	測定地点の住所	道路名	類型	車線数
A	江東区潮見 1-29	区道江 416 号	C	5
B	江東区辰巳 2-1	都道環状三号線・首都高速 9 号線	A	6
C	江東区新木場 2-3	区道江 543 号	適用外	8
D	江東区新木場 1-11	臨港道路新木場・若洲線	適用外	6
E	江東区青海 2	東京港臨港道路	適用外	9
F	大田区城南島 1-3	臨港道路城南島・大井 1 号線	適用外	6
G	大田区東海 3-1	臨港道路大井ふ頭その 1 線	C	8
H	品川区八潮 5-7	臨港道路大井 2 号線	B	6
I	品川区東品川 2-2	都道環状六号線	C	6
J	港区港南 4-2	都道品川埠頭線	B	7
K	江東区青海 2	臨港道路青海縦貫線	適用外	7
L	江東区有明 4	臨港道路有明ふ頭連絡線	適用外	6
M	江東区有明 3	臨港道路有明南縦貫線	適用外	7

出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）



凡例

- 道路交通騒音測定地点（東京都環境局とりまとめ）
- ◆ 道路交通騒音・振動測定地点（東京都港湾局調査）

出典：東京都環境局ウェブサイト　自動車交通騒音調査結果  
「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」  
(平成 24 年 3 月 東京都港湾局)



0 1km 2km 5km

図 2-2-2 道路交通騒音・振動測定地点位置図

## 2-2-2 調査結果

### (1) 東京都環境局とりまとめ調査

平成 24 年度の道路交通騒音測定結果は表 2-2-5 に示すとおりである。

全 78 地点中、昼間は 58 地点、夜間は 23 地点で環境基準に適合していた。また、要請限度については、昼間はすべての地点で適合していたが、夜間は 12 地点（全地点の 15%）で超過していた。

表 2-2-5 (1) 道路交通騒音測定結果（東京都環境局とりまとめ、平成 24 年度）

（単位：デシベル）

No	測定地点	道路名	昼間					夜間				
			騒音 レベル (LAeq)	環境基準		要請限度		騒音 レベル (LAeq)	環境基準		要請限度	
				適 合 状 況	値	適 合 状 況	値		適 合 状 況	値	適 合 状 況	値
1	中央区月島 4-1	都道 463 号線（清澄通り）	63	○	70	○	75	60	○	65	○	70
2	中央区日本橋小伝馬町 20	国道 6 号（江戸通り）	68	○	70	○	75	66	×	65	○	70
3	中央区日本橋本町 2-2	都道 316 号線（昭和通り）	74	×	70	○	75	73	×	65	×	70
4	中央区築地 6-1	都道 304 号線（晴海通り）	70	○	70	○	75	70	×	65	○	70
5	中央区銀座 1-16	都道 316 号線（昭和通り）	71	×	70	○	75	71	×	65	×	70
6	中央区日本橋人形町 2-36	都道 50 号線（新大橋通り）	68	○	70	○	75	66	×	65	○	70
7	中央区京橋 2-3	国道 15 号（中央通り）	68	○	70	○	75	66	×	65	○	70
8	中央区新富 2-15	都道 50 号線（新大橋通り）	68	○	70	○	75	65	○	65	○	70
9	中央区晴海 1-8	都道 304 号線（晴海通り）	66	○	70	○	75	64	○	65	○	70
10	中央区日本橋茅場町 1-14	都道 50 号線（新大橋通り）	66	○	70	○	75	64	○	65	○	70
11	中央区日本橋本町 4-7	国道 4 号（日光街道）	71	×	70	○	75	70	×	65	○	70
12	中央区日本橋本町 1-4	都道 316 号線（日本橋芝浦大森線）	74	×	70	○	75	73	×	65	×	70
13	中央区日本橋 1-5	国道 1 号	68	○	70	○	75	67	×	65	○	70
14	中央区京橋 1-7	国道 15 号	68	○	70	○	75	67	×	65	○	70
15	中央区日本橋室町 4-6	国道 17 号（中山道）	70	○	70	○	75	68	×	65	○	70
16	中央区日本橋茅場町 1-8	都道 10 号（東京浦安線）	70	○	70	○	75	69	×	65	○	70
17	中央区新富 1-18	都道 50 号（東京市川線）	66	○	70	○	75	65	○	65	○	70
18	中央区日本橋蛎殻町 1-29	都道 50 号（東京市川線）	69	○	70	○	75	68	×	65	○	70
19	中央区日本橋浜町 3-15	都道 474 号（浜町北砂町線）	70	○	70	○	75	67	×	65	○	70
20	港区白金台 1-2	国道 1 号（桜田通り）	66	○	70	○	75	63	○	65	○	70
21	港区東麻布 3-7	都道環状 3 号線（外苑東通り）	72	×	70	○	75	71	×	65	×	70
22	港区白金台 5-10	都道北品川四谷線（外苑通り）	74	×	70	○	75	72	×	65	×	70
23	港区南麻布 5-1	都道 418 号線（外苑西通り）	65	○	70	○	75	63	○	65	○	70
24	港区港南 3-9	都道 316 号線（海岸通り）	70	○	70	○	75	69	×	65	○	70
25	港区高輪 2-13	国道 15 号（第一京浜）	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
26	港区北青山 3-3	国道 246 号（青山通り）	71	×	70	○	75	71	×	65	×	70
27	港区西麻布 3-20	都道 412 号線（六本木通り）	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
28	港区虎ノ門 3 丁目 4	国道 1 号	70	○	70	○	75	67	×	65	○	70
29	港区高輪 2 丁目 13	国道 15 号	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
30	港区北青山 1 丁目 1	都道環状 3 号線	65	○	70	○	75	63	○	65	○	70
31	港区南青山 4 丁目 28	都道赤坂杉並線	67	○	70	○	75	67	×	65	○	70
32	港区三田 4 丁目 9	都道高輪麻布線	70	○	70	○	75	66	×	65	○	70
33	港区港南 4 丁目 3	都道品川埠頭線	65	○	70	○	75	59	○	65	○	70
34	港区西新橋 3 丁目 25	区道 1018 号	68	○	70	○	75	66	×	65	○	70
35	港区芝浦 1 丁目 12	区道 1026 号	65	○	70	○	75	60	○	65	○	70
36	港区台場 2 丁目 6	国道 357 号	67	○	70	○	75	66	×	65	○	70
37	江東区亀戸 7-39-9	国道 14 号（京葉道路）	72	×	70	○	75	69	×	65	○	70
38	江東区住吉 2-28-36	都道放舟 31 号線（新大橋通り）	66	○	70	○	75	64	○	65	○	70
39	江東区大島 3-16-2	都道放舟 31 号線（新大橋通り）	67	○	70	○	75	61	○	65	○	70
40	江東区北砂 4-13-23	都道補助 111 号線（清洲橋通り）	68	○	70	○	75	64	○	65	○	70

表 2-2-5 (2) 道路交通騒音測定結果（東京都環境局とりまとめ、平成 24 年度）

(単位：デシベル)

No	測定地点	道路名	昼間				夜間					
			騒音 レベル (LAeq)	環境基準		要請限度		騒音 レベル (LAeq)	環境基準		要請限度	
				適合 状況	値	適合 状況	値		適合 状況	値	適合 状況	値
41	江東区南砂 4-4-1	都道放射29号線（葛西橋通り）	72	×	70	○	75	71	×	65	×	70
42	江東区永代 2-31	都道放射16号線（永代通り）	68	○	70	○	75	67	×	65	○	70
43	江東区東陽 3-27	都道放射16号線（永代通り）	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
44	江東区豊洲 4-11-18	都道放射34号線（晴海通り）	68	○	70	○	75	63	○	65	○	70
45	江東区平野 1-2-3	都道補助110号線（清澄通り）	69	○	70	○	75	66	×	65	○	70
46	江東区東雲 2-5	国道357号（湾岸道路）	71	×	70	○	75	69	×	65	○	70
47	江東区森下 4-9-22	都道環状3号線（三ツ目通り）	70	○	70	○	75	66	×	65	○	70
48	江東区枝川 3-3	都道環状3号線（三ツ目通り）	72	×	70	○	75	70	×	65	○	70
49	江東区枝川 1-8-15	都道環状3号線（三ツ目通り）	66	○	70	○	75	62	○	65	○	70
50	江東区大島 3-4-5	都道補助116号線（明治通り）	68	○	70	○	75	68	×	65	○	70
51	江東区東砂 2-12-14	都道補助144号線（番所橋通り）	68	○	70	○	75	63	○	65	○	70
52	江東区枝川 2-1	首都高速9号深川線	72	×	65	○	75	70	×	60	○	70
53	江東区亀戸 6 丁目 41	国道14号（京葉道路）	73	×	70	○	75	71	×	65	×	70
54	江東区亀戸 7 丁目 42	国道14号（京葉道路）	73	×	70	○	75	72	×	65	×	70
55	江東区永代 2 丁目 30	都道東京浦安線（永代通り）	68	○	70	○	75	65	○	65	○	70
56	江東区新砂 3 丁目 4	都道東京浦安線（永代通り）	70	○	70	○	75	68	×	65	○	70
57	江東区東陽 6 丁目 5	都道永代葛西橋線（葛西橋通り）	73	×	70	○	75	71	×	65	×	70
58	品川区東五反田 3-6-18	国道1号（桜田通り）	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
59	品川区戸越 6-2-16	国道1号（第二京浜）	68	○	70	○	75	66	×	65	○	70
60	品川区北品川 2-7-15	国道357号（八潮バイパス）	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
61	品川区東品川 3-15-7	国道357号（八潮バイパス）	72	×	70	○	75	69	×	65	○	70
62	品川区東品川 1-2-5	都道日本橋芝浦大森線（海岸通り）	70	○	70	○	75	68	×	65	○	70
63	品川区上大崎 3-14-23	都道北品川四谷線	69	○	70	○	75	66	×	65	○	70
64	品川区南大井 1-6-3	区道7号（競馬場通り）	68	○	70	○	75	64	○	65	○	70
65	品川区八潮 5-6-32	区道7号（競馬場通り）	67	○	70	○	75	63	○	65	○	70
66	品川区東品川 3-32-27	区道31号（天王洲通り）	69	○	70	○	75	67	×	65	○	70
67	品川区北品川 3 丁目 9-27	都道環状6号線	70	○	70	○	75	68	×	65	○	70
68	品川区西五反田 7 丁目 6-1	都道環状6号線	68	○	70	○	75	64	○	65	○	70
69	品川区大井 4 丁目 17-16	都道東品川下丸子線	66	○	70	○	75	65	○	65	○	70
70	大田区羽田 4-1	都道環状8号線（環八通り）	67	○	70	○	75	64	○	65	○	70
71	大田区南馬込 5 丁目 42	国道1号	72	×	70	○	75	70	×	65	○	70
72	大田区大森中 2 丁目 1	国道15号	72	×	70	○	75	72	×	65	×	70
73	大田区西糀谷 3 丁目 9	国道131号	68	○	70	○	75	66	×	65	○	70
74	大田区南馬込 2 丁目 31	都道環状7号線	72	×	70	○	75	72	×	65	×	70
75	大田区新蒲田 1 丁目 14	都道環状8号線	69	○	70	○	75	66	×	65	○	70
76	大田区羽田 1 丁目 15	都道東京大師横浜線	71	×	70	○	75	70	×	65	○	70
77	江戸川区一之江 3-20	都道環状7号線	68	○	70	○	75	65	○	65	○	70
78	江戸川区南葛西 3-23	都道環状7号線	70	○	70	○	75	67	×	65	○	70

注) 適合状況は、測定結果が基準値以下であった場合を「○」、上回っていた場合を「×」とした。

出典：東京都環境局ウェブサイト 自動車交通騒音調査結果

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/vehicle/noise/result/index.html>

## (2) 東京都港湾局調査

東京都港湾局による道路交通騒音測定結果は表 2-2-6 に示すとおりである。

環境基準と比較すると、6 地点中、昼間は 1 地点、夜間は 2 地点で環境基準に適合していなかつた。また、要請限度と比較すると、昼間及び夜間とも 6 地点全てにおいて要請限度を下回っていた。

表 2-2-6 道路交通騒音測定結果（東京都港湾局調査、平成 23 年度）

（単位：デシベル）

No	測定地点	道路名	昼間				夜間					
			騒音 レベル (LAeq)	環境基準		要請限度		騒音 レベル (LAeq)	環境基準		要請限度	
				適合 状況	値	適合 状況	値		適合 状況	値	適合 状況	値
A	江東区潮見 1-29	区道江 416 号	64	○	70	○	75	63	○	65	○	70
B	江東区辰巳 2-1	都道環状三号線・首都高速 9 号線	71	×	70	○	75	68	×	65	○	70
C	江東区新木場 2-3	区道江 543 号	68	—	—	—	—	65	—	—	—	—
D	江東区新木場 1-11	臨港道路新木場・若洲線	66	—	—	—	—	64	—	—	—	—
E	江東区青海 2	東京港臨港道路	73	—	—	—	—	69	—	—	—	—
F	大田区城南島 1-3	臨港道路城南島・大井 1 号線	73	—	—	—	—	68	—	—	—	—
G	大田区東海 3-1	臨港道路大井ふ頭 その 1 線	70	○	70	○	75	69	×	65	○	70
H	品川区八潮 5-7	臨港道路大井 2 号線	64	○	70	○	75	61	○	65	○	70
I	品川区東品川 2-2	都道環状六号線	69	○	70	○	75	65	○	65	○	70
J	港区港南 4-2	都道品川埠頭線	64	○	70	○	75	60	○	65	○	70
K	江東区青海 2	臨港道路青海縦貫 線	69	—	—	—	—	64	—	—	—	—
L	江東区有明 4	臨港道路有明ふ頭 連絡線	64	—	—	—	—	61	—	—	—	—
M	江東区有明 3	臨港道路有明南縦 貫線	64	—	—	—	—	59	—	—	—	—

注) 1 適合状況は、測定結果が基準値以下であった場合を「○」、上回っていた場合を「×」とした。

2 「—」は基準適用外を示す。

出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

## 2-3 振動の現況

### 2-3-1 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」の規定に基づく道路交通振動の限度（以下、「要請限度」という）は表2-3-1に示すとおりであり、東京港周辺の区域の区分は、図2-3-1に示すとおりである。

表2-3-1 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	第1種低層住居専用地域	
	第2種低層住居専用地域	(8時～19時)
	第1種中高層住居専用地域	(19時～翌8時)
	第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域	65デシベル
	第2種住居地域	60デシベル
	準住居地域	
用途地域の定めのない区域		
第2種区域	近隣商業地域	
	商業地域	(8時～20時)
	準工業地域	(20時～翌8時)
	工業地域	70デシベル
65デシベル		

注) 1 第2種区域に該当する地域に接する地先又は水面は、第2種区域の基準を適用。

2 上記の用途地域であっても、要請限度の適用が除外される地域がある。

出典：・「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）

・振動規制法に基づく道路交通振動の限度の区域区分等（平成15年中央区告示第59号、平成15年港区告示第58号、平成15年江東区告示第68号、平成15年品川区告示第96号、平成15年大田区告示第108号、平成15年江戸川区告示第136号）

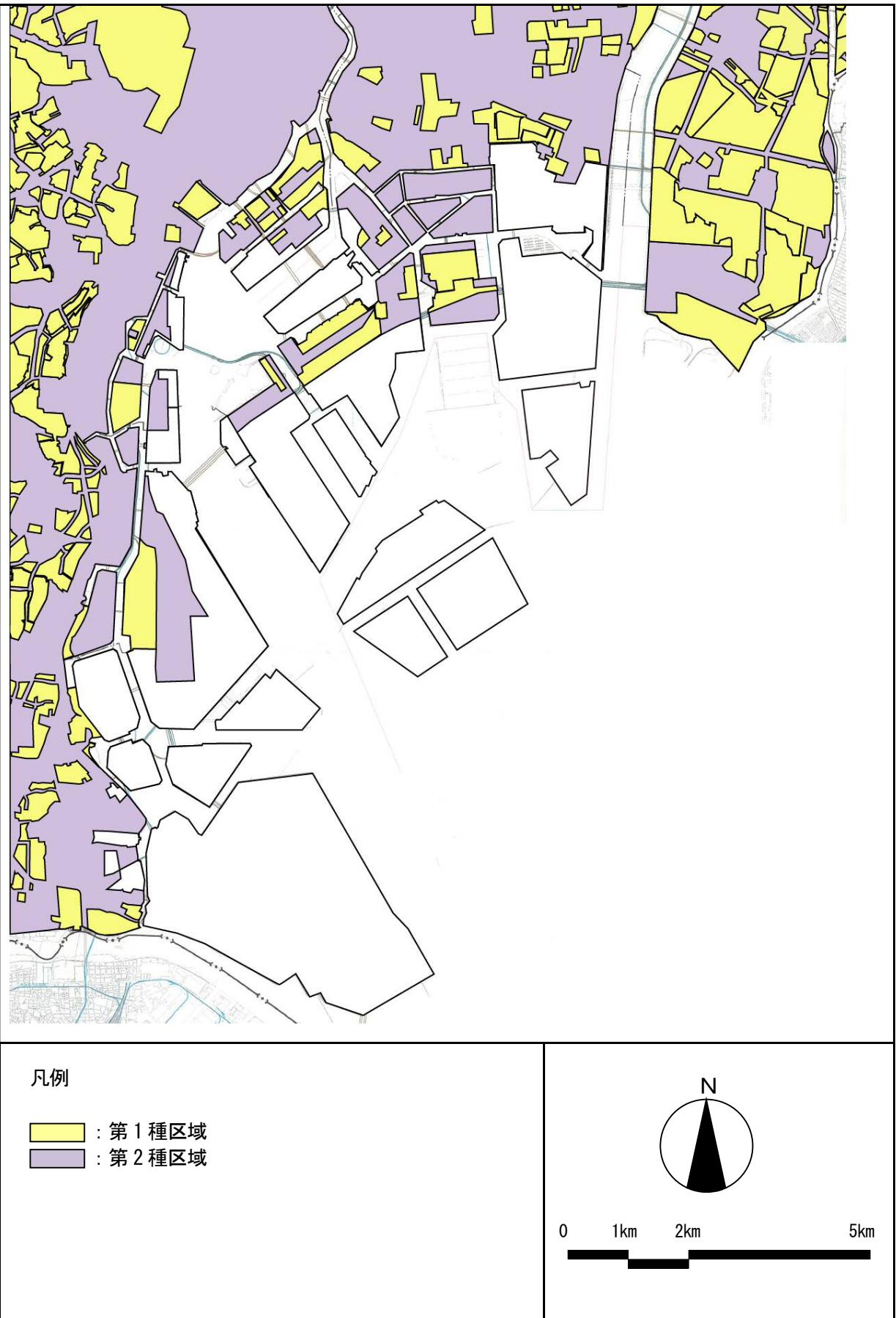


図 2-3-1 振動に係る区域区分図

## 2-3-2 調査概要

東京都港湾局では平成 23 年度に東京港周辺で道路交通振動調査を実施している。調査地点は、表 2-3-2 及び図 2-2-2 に示すとおりである。

表 2-3-2 道路交通振動調査地点一覧（東京都港湾局調査、平成 23 年度）

No	測定地点	道路名	地域の区分
A	江東区潮見 1-29	区道江 416 号	第 2 種
B	江東区辰巳 2-1	都道環状三号線・首都高速 9 号線	第 1 種
C	江東区新木場 2-3	区道江 543 号	適用外
D	江東区新木場 1-11	臨港道路新木場・若洲線	適用外
E	江東区青海 2	東京港臨港道路	適用外
F	大田区城南島 1-3	臨港道路城南島・大井 1 号線	適用外
G	大田区東海 3-1	臨港道路大井ふ頭そ の 1 線	第 2 種
H	品川区八潮 5-7	臨港道路大井 2 号線	第 1 種
I	品川区東品川 2-2	都道環状六号線	第 2 種
J	港区港南 4-2	都道品川埠頭線	第 1 種
K	江東区青海 2	臨港道路青海縦貫線	適用外
L	江東区有明 4	臨港道路有明ふ頭連絡線	適用外
M	江東区有明 3	臨港道路有明南縦貫線	適用外

出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

### 2-3-3 調査結果

東京都港湾局の平成 23 年度の測定結果は表 2-3-3 に示すとおりである。

昼間及び夜間とも全ての地点で要請限度を下回っていた。

表 2-3-3 道路交通振動調査結果（東京都港湾局調査、平成 23 年度）

(単位：デシベル)

地点	測定地点	道路名	昼間			夜間		
			振動レベル (L <sub>10</sub> )	要請限度		振動レベル (L <sub>10</sub> )	要請限度	
				適合状況	値		適合状況	値
A	江東区潮見 1-29	区道江 416 号	41	○	70	39	○	65
B	江東区辰巳 2-1	都道環状三号線・首都高速 9 号線	48	○	65	46	○	60
C	江東区新木場 2-3	区道江 543 号	43	—	—	40	—	—
D	江東区新木場 1-11	臨港道路新木場・若洲線	47	—	—	45	—	—
E	江東区青海 2	東京港臨港道路	40	—	—	32	—	—
F	大田区城南島 1-3	臨港道路城南島・大井 1 号線	51	—	—	45	—	—
G	大田区東海 3-1	臨港道路大井ふ頭 その 1 線	46	○	70	45	○	65
H	品川区八潮 5-7	臨港道路大井 2 号線	46	○	65	39	○	60
I	品川区東品川 2-2	都道環状六号線	51	○	70	46	○	65
J	港区港南 4-2	都道品川埠頭線	46	○	65	40	○	60
K	江東区青海 2	臨港道路青海縦貫線	50	—	—	44	—	—
L	江東区有明 4	臨港道路有明ふ頭連絡線	52	—	—	44	—	—
M	江東区有明 3	臨港道路有明南縦貫線	41	—	—	30	—	—

注) 1 適合状況は、測定結果が基準値以下であった場合を「○」、上回っていた場合を「×」とした。

2 「—」は基準適用外を示す。

出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

## 2-4 悪臭の現況

### 2-4-1 規制基準

「悪臭防止法」に基づく悪臭に係る規制基準及び「環境確保条例」における規制基準は、表 2-4-1 に示すとおりである。

表 2-4-1 悪臭防止法及び環境確保条例に基づく悪臭の規制基準

場所 の 区分  区域 の 区分	敷地境界線	煙突等気体排出口				排出水	
		排出口の実高さが 15m 未満		排出口の実高さが 15m 以上			
		排出口の 口径が 0.6m 未満	排出口の 口径が 0.6m 以上 0.9m 未満	排出口の 口径が 0.9m 以上	排出口の 実高さが 周辺最大 建物高さ の 2.5 倍 未満		
第一種 区域	臭気指数 10	臭気指数 31	臭気指数 25	臭気指数 22	$qt = 275 \times H_0^2$	$qt = 357 / F_{max}$	臭気指数 26
第二種 区域	臭気指数 12	臭気指数 33	臭気指数 27	臭気指数 24	$qt = 436 \times H_0^2$	$qt = 566 / F_{max}$	臭気指数 28
第三種 区域	臭気指数 13	臭気指数 35	臭気指数 30	臭気指数 27	$qt = 549 \times H_0^2$	$qt = 712 / F_{max}$	臭気指数 29

注) 臭気指数とは、臭気濃度(臭気のある空気を臭いの感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数をいい、三点比較式臭袋法により求める。)の常用対数値に 10 を乗じた数値(臭気指数=10×log 臭気濃度)。

$qt$  は、排出ガスの臭気排出強度(単位  $m^3 N/min$ )を表す。

$H_0$  は、排出口の実高さ(単位 m)を表す。

$F_{max}$  は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値(単位  $s/m^3 N$ )で、悪臭防止法施行規則第 6 条の 2 第 1 号に規定する方法により算出された値を示す。

周辺最大建物は、対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの 10 倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。

排出口の口径は排出口の開口部の口径を表す。排出口の形状が円形以外の場合の口径は、その断面積と等しい円形の直径とする。

出典: • 「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)

• 「環境確保条例」(平成 12 年東京都条例第 215 号)

• 悪臭防止法に基づく規制基準(平成 15 年中央区告示第 60 号、平成 15 年港区告示第 50 号、平成 15 年江東区告示第 71 号、平成 15 年品川区告示第 97 号、平成 21 年大田区告示第 298 号、平成 15 年江戸川区告示第 137 号)

## 2-4-2 悪臭に係る苦情の状況

悪臭に係る苦情件数の推移は、表2-4-2及び図2-4-1に示すとおりである。東京港隣接6区合計で見ると、苦情件数は200件前後で推移している。平成23年度は東京港隣接6区合計で232件、区別には中央区28件、港区52件、江東区39件、品川区23件、大田区54件、江戸川区36件の苦情があった。

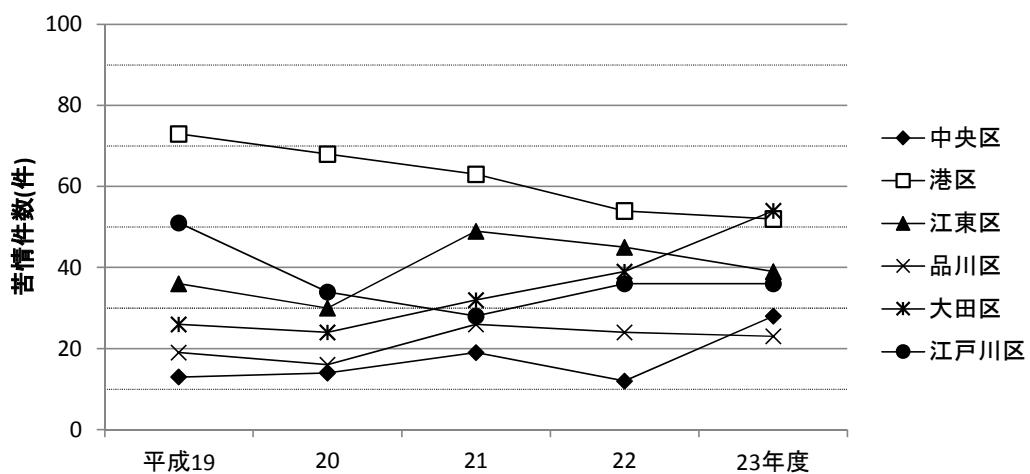
表2-4-2 悪臭苦情件数の推移（東京港隣接6区及び都内全体）

(単位：件)

受理地域		平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
東京港 隣接6区	中央区	13	14	19	12	28
	港区	73	68	63	54	52
	江東区	36	30	49	45	39
	品川区	19	16	26	24	23
	大田区	26	24	32	39	54
	江戸川区	51	34	28	36	36
	6区合計	218	186	217	210	232
東京都	区部	686	581	678	602	610
	市部	441	326	336	376	326
	郡部・島部	21	14	5	3	4
	都全体	1,150	923	1,019	983	940

注) 都全体には、東京都の窓口への苦情件数分を含む。

出典：「東京都統計年鑑（平成19年～23年版）」（東京都）



出典：「東京都統計年鑑（平成19～23年）」（東京都）

図2-4-1 悪臭苦情件数の推移（東京港隣接6区）

## 2-5 潮流の現況

### 2-5-1 調査概要

東京都港湾局が平成 23 年度に実施した潮流調査の概要及び調査地点は、表 2-5-1 及び図 2-5-1 に示すとおりである。

表 2-5-1 潮流調査の概要

項目	内容
調査方法	流向流速計による 15 昼夜連続観測 観測層 上層：海面下 2.0m 下層：海底上 2.0m
調査時期	夏季：平成 23 年 8 月 21 日から平成 23 年 9 月 4 日 冬季：平成 24 年 1 月 12 日から平成 24 年 1 月 26 日
調査地点	図 2-5-1 に示す 3 地点



出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

図 2-5-1 潮流調査地点の位置

## 2-5-2 調査結果

平均大潮期流況図は、図 2-5-2 に示すとおりである。また、主要四分潮の潮流調和定数は表 2-5-2 に、M<sub>2</sub> 分潮の潮流橭円水平分布図は図 2-5-3 に、平均流は図 2-5-4 に示すとおりである。

平均大潮期流況図について見ると、各地点ともおおむね地形に沿った流れとなっていた。St.1 では下げ潮時は南東方向へ、上げ潮時は北西方向へ向かう流れ、St.3 では下げ潮時は南方向へ、上げ潮時は北方向へ向かって流れしており、下げ潮時には港内から港外へ、上げ潮時には港外から港内に向かう流れとなっていた。St.2 では地形の影響等により、他の地点と比べると流れが弱く、下げ潮時は東方向へ、上げ潮時は夏季上層で東方へ、夏季下層及び冬季で西方向へ向かう流れとなっていた。

主要 4 分潮について見ると、各調査地点ともおおむね M<sub>2</sub> 分潮流が最も大きく、半日周期で変動する潮流が卓越していた。M<sub>2</sub> 分潮の流速は、夏季で 2.4~8.8cm/s、冬季で 2.1~12.1cm/s であった。M<sub>2</sub> 分潮の潮流橭円について見ると、St.1 では南東及び北西方向、St.2 では東西方向、St.3 では南北方向の流れとなっていた。

表 2-5-2 主要 4 分潮の潮流調和定数

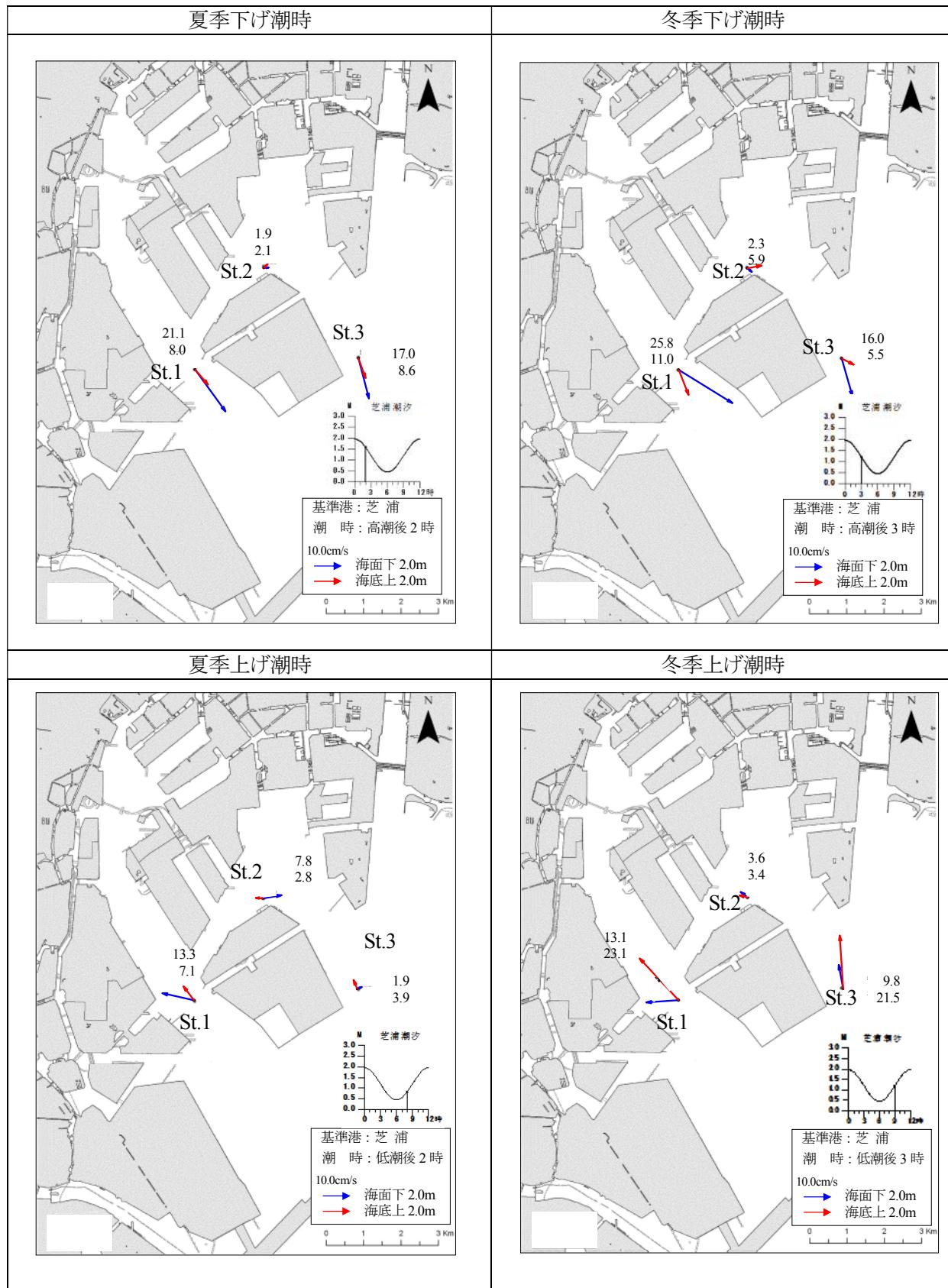
夏季		分潮	主軸方向 (°)	K <sub>1</sub> 分潮		O <sub>1</sub> 分潮		M <sub>2</sub> 分潮		S <sub>2</sub> 分潮		平均流	
調査地点				流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	方向 (°)	流速 (cm/s)
St.1	上層	315	5.3	153	2.3	24	8.8	28	7.3	48	182	7.1	
	下層	320	0.6	111	1.5	161	4.9	50	3.0	98	116	0.5	
St.2	上層	54	2.4	249	1.4	318	2.4	8	0.7	294	82	4.9	
	下層	81	1.2	276	1.3	218	4.8	287	2.3	312	323	1.0	
St.3	上層	358	1.7	89	2.9	163	5.5	46	3.2	61	159	8.5	
	下層	340	3.1	64	2.0	110	3.7	43	2.6	87	163	2.3	

上層: 海面下2.0m、下層: 海底上2.0m

冬季		分潮	主軸方向 (°)	K <sub>1</sub> 分潮		O <sub>1</sub> 分潮		M <sub>2</sub> 分潮		S <sub>2</sub> 分潮		平均流	
調査地点				流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	流速 (cm/s)	遅角 (°)	方向 (°)	流速 (cm/s)
St.1	上層	288	2.3	66	2.4	1	12.1	60	6.5	98	148	8.5	
	下層	330	3.7	127	4	88	10.9	50	6.4	81	300	6.8	
St.2	上層	296	3.6	50	1.7	260	2.1	118	2.2	352	300	0.6	
	下層	86	2.3	321	3	277	2.2	244	2.4	260	54	1.5	
St.3	上層	340	2.5	56	2.4	340	7.9	63	4.7	90	156	3.2	
	下層	346	3.9	88	0.7	276	8.2	61	4.3	100	11	9.6	

上層: 海面下2.0m、下層: 海底上2.0m

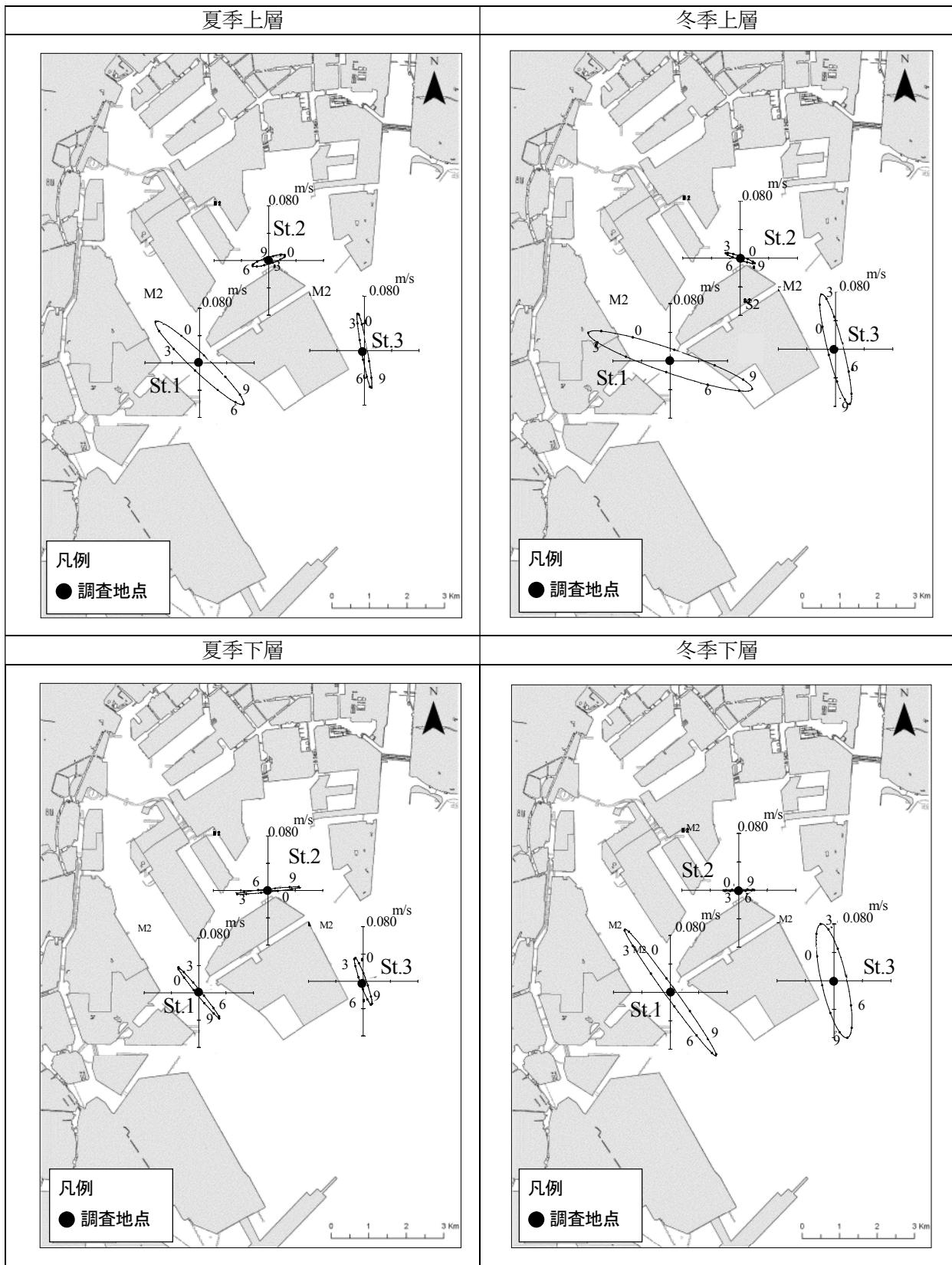
出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）



注) 各地点の数値は、上段が海面下 2.0m、下段が海底上 2.0m の流速を示す。

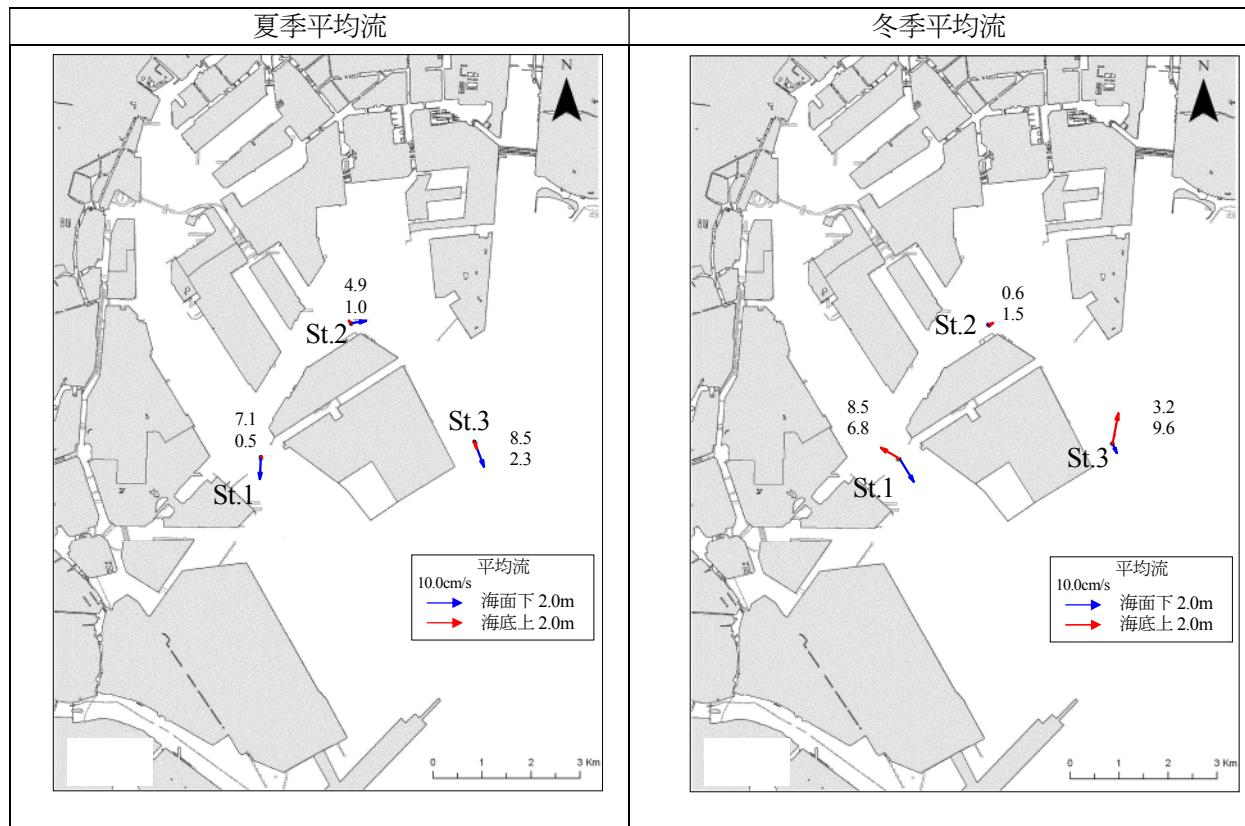
出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

図 2-5-2 平均大潮期流況図



出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

図 2-5-3  $M_2$  分潮の潮流権円図



注) 各地点の数値は、上段が海面下 2.0m、下段が海底上 2.0m の流速を示す。

出典：「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成 24 年 3 月 東京都港湾局）

図 2-5-4 15 日間の平均流

## 2-6 水質の現況

### 2-6-1 環境基準

「環境基本法」に基づく水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準について定められている。環境基準値は表 2-6-1に、東京港周辺海域及び当該海域に流入する河川における生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況は、図 2-6-1 に示すとおりである。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準は、表 2-6-2 に示すとおりである。

表 2-6-1 (1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	備考
カドミウム	0.003mg/L 以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
鉛	0.01mg/L 以下	3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
六価クロム	0.05mg/L 以下	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
砒素	0.01mg/L 以下	
総水銀	0.0005mg/L 以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
P C B	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
チウラム	0.006mg/L 以下	
シマジン	0.003mg/L 以下	
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
ベンゼン	0.01mg/L 以下	
セレン	0.01mg/L 以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
ふつ素	0.8mg/L 以下	
ほう素	1mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-6-1 (2) 生活環境保全に係る環境基準（河川）

## 河川ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及び B 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級及び C 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級及び D 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考 基準値は、日間平均値とする。（海域もこれに準ずる。）

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
     水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
     水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
     水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
     水産 3 級：コイ、フナ等、 $\beta$ -中腐水性水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
     工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
     工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

## 河川イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (Zn)	ノニルフェノ ール	直鎖アルキル ベンゼンスル ホン酸及びそ の塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及び これらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全 が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれら の餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる 水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場とし て特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

表 2-6-1 (3) 生活環境保全に係る環境基準（海域）

海域ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	検出されないこと。
B	水産2級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されないこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

海域イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	水産3種、工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする。

- 注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

海域ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛 (Zn)	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

表 2-6-2 ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準

項目	基準値
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L 以下（年間平均値）

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）



#### 凡例

- 海域の環境基準類型
- ( ) 河川の環境基準類型
- COD 等の海域類型の境界線

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」  
(平成 26 年 3 月 東京都環境局)

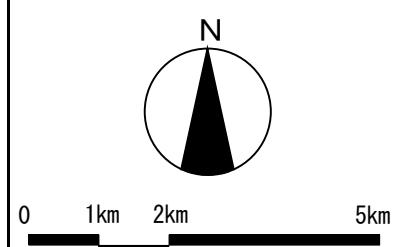


図 2-6-1 生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況

## 2-6-2 水質汚濁発生施設の状況

東京都において、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出を要し、排水基準が適用される特定事業場数は、表 2-6-3 に示すとおりである。

表 2-6-3 東京都内（島しょ部を除く）における地域別・排水量別排水基準適用事業場数

(平成 22 年度末現在)

地域	特定事業場総数	排水量別特定事業場数		
		50m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上 400m <sup>3</sup> /日未満	400m <sup>3</sup> /日以上
区部	329	304	7	18
市部	1,639	1,529	79	31
郡部	158	149	6	3
計	2,126	1,982	92	52

出典：東京都環境局資料

### 2-6-3 調査概要

東京都環境局等では、「公共用水域水質測定計画」に基づく水質調査を実施しており、平成24年度の水質調査の概要及び測定地点は、表2-6-4及び図2-6-2に示すとおりである。

なお、河川の調査地点は主要河川の最下流の地点とし、内湾の調査地点は環境基準地点とした。

表2-6-4 水質調査概要（公共用水域水質測定調査）

項目	測定内容
調査方法	「水質測定計画」に基づく調査 ・調査項目 河川：健康項目（27項目） 生活環境項目（6項目） 海域：健康項目（25項目） 生活環境項目（8項目） ・測定層 河川：表層 海域：上層：表層、下層：水底から1mの層
調査期間	平成24年4月から平成25年3月までの期間で毎月1日測定
調査地点	図2-6-2に示す 河川：10地点 海域：20地点（内湾8地点、運河12地点）

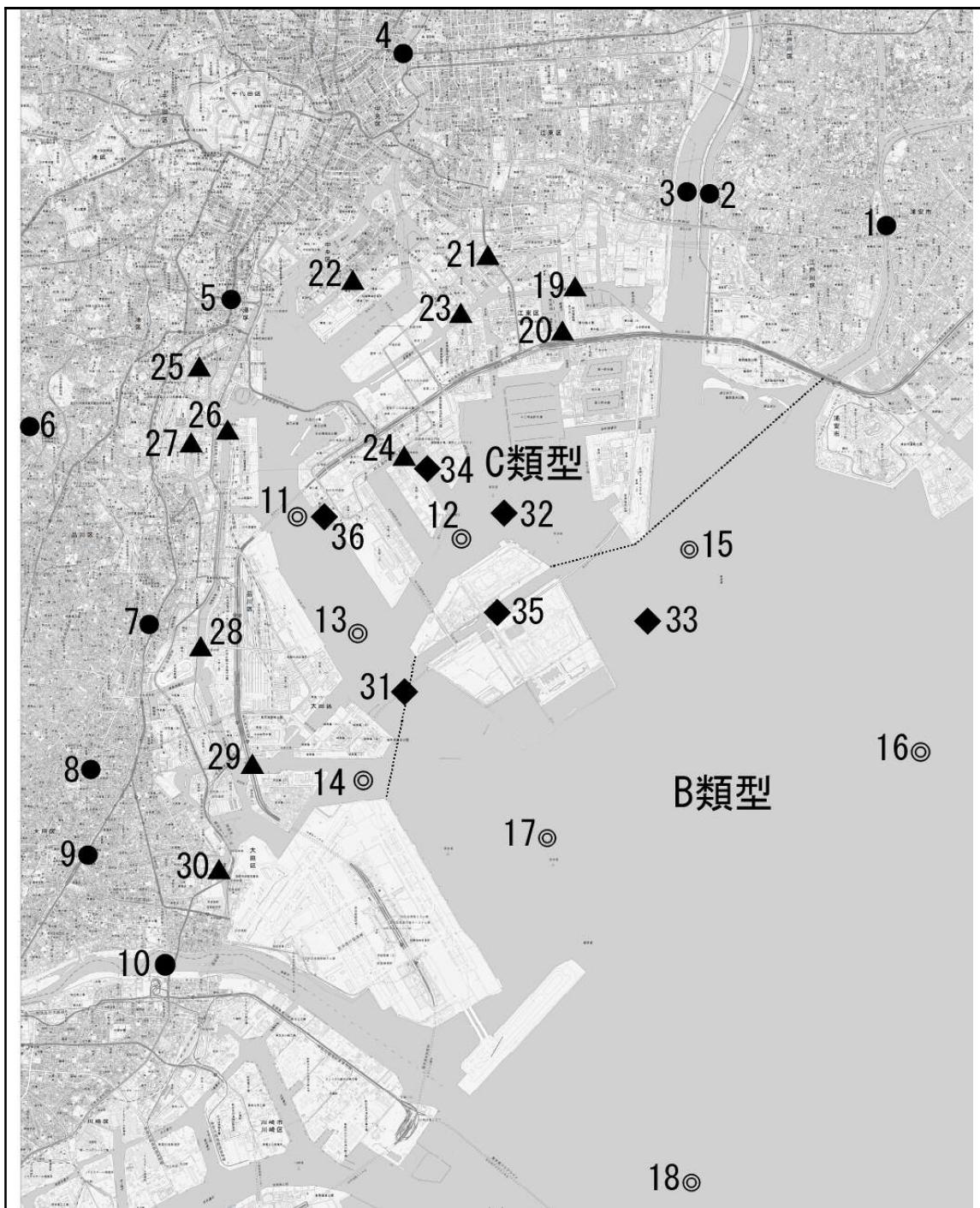
出典：「平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成26年3月 東京都環境局）

東京都港湾局では、東京港内6地点において水質の現地調査を実施している。水質調査の概要及び測定地点は、表2-6-5及び図2-6-2に示すとおりである。

表2-6-5 水質調査概要（東京都港湾局調査）

項目	測定内容
調査方法	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）に定める方法による調査 ・調査項目 健康項目（25項目） 生活環境項目（8項目） ・測定層 上層：表層、下層：水底から1mの層
調査時期	St.31～33：平成23年8月、10月、平成24年1月、3月 St.34～35：平成24年1月、3月、8月、10月 St.36：平成24年10月、平成25年1月、3月
調査地点	図2-6-2に示す6地点

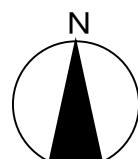
出典：・「平成23年度 東京港環境現況調査委託報告書」（平成24年3月 東京都港湾局）  
・「平成24年度 東京港環境影響予測基礎調査委託報告書」（平成25年3月 東京都港湾局）



凡例

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 環境局調査地点 | ● : 河川調査地点 10 地点 (1~10)  |
|         | ◎ : 内湾調査地点 8 地点 (11~18)  |
| 港湾局調査地点 | ▲ : 運河調査地点 12 地点 (19~30) |
|         | ◆ : 海域調査地点 6 地点 (31~36)  |

- 出典 :
- ・「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」  
(平成 26 年 3 月 東京都環境局)
  - ・「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」  
(平成 24 年 3 月 東京都港湾局)
  - ・「平成 24 年度 東京港環境影響予測基礎調査委託報告書」  
(平成 25 年 3 月 東京都港湾局)



0 1km 2km 5km

図 2-6-2 水質調査地点位置図

## 2-6-4 調査結果

### (1) 公共用水域水質測定調査

#### ア 健康項目

河川及び海域における健康項目の測定結果は表 2-6-6 に示すとおりである。

河川では、一部の地点でふつ素及びほう素の環境基準を超えていたが、他の項目については全て環境基準に適合していた。ふつ素及びほう素は海水に含まれており、環境基準超過は海水の影響によるものと考えられる。

海域では、全ての地点で環境基準に適合していた。

表 2-6-6 (1) 公共用水域水質調査結果（健康項目：河川）

(単位: mg/L)

項目	基準値	1		2		3		4		5	
		旧江戸川		中川		荒川		隅田川		古川	
		浦安橋		葛西小橋		葛西橋		両国橋		金杉橋	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/6	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
全シアン	検出されないこと	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/6	ND	0/2	ND	0/2
鉛	0.01 以下	<0.002	0/12	<0.002～0.002	0/12	<0.002～0.005	0/6	<0.002～0.003	0/12	<0.002	0/12
六価クロム	0.05 以下	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.02	0/6	<0.01	0/2	<0.01	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/6	<0.005	0/2	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/6	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	検出されないこと	ND	0/2	—	—	ND	0/2	ND	0/2	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0002	0/2	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0005	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/2	<0.001	0/12	<0.001	0/12
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0005	0/4	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
チウラム	0.006 以下	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/1
シマジン	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1
セレン	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/1
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	2.0～2.9	0/6	1.3～1.9	0/6	1.5～2.4	0/4	2.2～4.8	0/6	2.3～6.6	0/6
ふつ素	0.8 以下	0.05～0.34	0/4	0.13～0.77	0/4	—	—	0.14～0.64	0/4	0.16～0.49	0/4
ほう素	1 以下	0.02～1.0	0/4	0.29～2.8	2/4	—	—	0.36～2.1	2/4	0.52～1.5	3/4
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1

注) ND は報告下限値未満。 「m/n」 は環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数。「—」 は測定していないことを示す。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

表 2-6-6 (2) 公共用水域水質調査結果（健康項目：河川）

(単位: mg/L)

項目	基準値	6		7		8		9		10	
		目黒川		立会川		内川		呑川		多摩川	
		太鼓橋		立会川橋		富士見橋		夫婦橋		大師橋	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
全シアン	検出されないこと	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2
鉛	0.01 以下	<0.002	0/12	<0.002	0/12	<0.002～0.004	0/12	<0.002	0/12	<0.002	0/2
六価クロム	0.05 以下	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.02	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	検出されないこと	ND	0/2	—	—	ND	0/2	—	—	ND	0/2
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0002	0/2
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0004	0/2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.0002	0/1	<0.0002～0.0002	0/2	<0.0002	0/1	0.0004～0.0008	0/2	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0005	0/2
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/12	<0.001	0/2
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0002	0/12	<0.0005	0/2
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
チウラム	0.006 以下	<0.0006	0/1	<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2
シマジン	0.003 以下	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
セレン	0.01 以下	<0.002	0/1	<0.002	0/2	<0.002	0/1	<0.002	0/2	<0.002	0/2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	5.1～7.9	0/6	2.4～3.3	0/6	0.82～3.2	0/6	3.2～7.5	0/6	0.20～3.6	0/12
ふつ素	0.8 以下	0.06～0.20	0/4	0.06～0.17	0/4	0.53～0.81	1/4	0.16～0.28	0/4	1.1	1/1
ほう素	1 以下	0.08～0.48	0/4	0.36～0.79	0/4	1.6～2.8	4/4	0.50～0.98	0/4	0.23	0/1
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/2

注) NDは報告下限値未満。「m/n」は環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数。「—」は測定していないことを示す。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

表 2-6-6 (3) 公共用水域水質調査結果（健康項目：海域）

(単位: mg/L)

項目	基準値	11		12		13		14		15	
		内湾		内湾		内湾		内湾		内湾	
		St.5		St.6		St.11		St.23		St.8	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
全シアン	検出されないこと	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2
鉛	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2
六価クロム	0.05 以下	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	検出されないこと	ND	0/2	—	—	—	—	ND	0/2	ND	0/2
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
チウラム	0.006 以下	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2
シマジン	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
セレン	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.62～1.5	0/12	0.34～0.91	0/12	0.47～1.6	0/12	0.87～3.4	0/12	0.23～2.4	0/12
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1

注) ND は報告下限値未満。 「m/n」 は環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数。「—」 は測定していないことを示す。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

表 2-6-6 (4) 公共用水域水質調査結果（健康項目：海域）

(単位: mg/L)

項目	基準値	16		17		18		19		20	
		内湾		内湾		内湾		砂町運河		曙運河	
		St.22		St.25		St.35		夢の島大橋		曙水門	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
全シアン	検出されないこと	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2
鉛	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2
六価クロム	0.05 以下	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	検出されないこと	ND	0/2	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
チウラム	0.006 以下	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	<0.0006	0/2	—	—	—	—
シマジン	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	—	—	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	—	—	—	—
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—	—	—
セレン	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/1	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.030～0.64	0/12	0.21～0.86	0/12	0.030～0.44	0/12	1.4～4.4	0/12	1.1～3.4	0/12
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0/1	<0.005	0/1	<0.005	0/1	—	—	—	—

注) ND は報告下限値未満。 「m/n」 は環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数。「—」 は測定していないことを示す。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

表 2-6-6 (5) 公共用水域水質調査結果（健康項目：海域）

(単位: mg/L)

項目	基準値	21		22		23		24		25	
		汐見運河		朝潮運河		東雲運河		有明南運河		新芝南運河	
		汐枝橋		黎明橋		東雲橋		有明ふ頭橋		八千代橋	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
全シアン	検出されないこと	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2
鉛	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2
六価クロム	0.05 以下	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	検出されないこと	—	—	—	—	ND	0/2	—	—	—	—
ジクロロメタン	0.02 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	—	—
四塩化炭素	0.002 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
チウラム	0.006 以下	—	—	—	—	<0.0006	0/2	<0.0006	0/1	—	—
シマジン	0.003 以下	—	—	—	—	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	—	—
チオベンカルブ	0.02 以下	—	—	—	—	<0.0003	0/2	<0.0003	0/1	—	—
ベンゼン	0.01 以下	—	—	—	—	<0.0002	0/2	<0.0002	0/1	—	—
セレン	0.01 以下	—	—	—	—	<0.002	0/2	<0.002	0/1	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.73～3.4	0/12	0.73～2.5	0/12	0.68～3.1	0/12	0.49～1.8	0/12	3.5～7.3	0/12
1,4-ジオキサン	0.05 以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) ND は報告下限値未満。 「m/n」 は環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数。「—」 は測定していないことを示す。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

表 2-6-6 (6) 公共用水域水質調査結果（健康項目：海域）

(単位: mg/L)

項目	基準値	26		27		28		29		30	
		京浜運河		高浜運河		京浜運河		京浜運河		海老取運河	
		港南大橋		御橋橋		勝島橋		京浜大橋		海老取川北口	
		最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n	最小～最大	m/n
カドミウム	0.003 以下	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2	<0.0003	0/2
全シアン	検出されないこと	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2	ND	0/2
鉛	0.01 以下	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2	<0.002	0/2
六価クロム	0.05 以下	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2	<0.01	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
P C B	検出されないこと	ND	0/2	—	—	—	—	—	—	ND	0/2
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/2
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2	<0.001	0/2
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2	<0.0002	0/2
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
チウラム	0.006 以下	<0.0006	0/2	—	—	<0.0006	0/1	—	—	<0.0006	0/2
シマジン	0.003 以下	<0.0003	0/2	—	—	<0.0003	0/1	—	—	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.0003	0/2	—	—	<0.0003	0/1	—	—	<0.0003	0/2
ベンゼン	0.01 以下	<0.0002	0/2	—	—	<0.0002	0/1	—	—	<0.0002	0/2
セレン	0.01 以下	<0.002	0/2	—	—	<0.002	0/1	—	—	<0.002	0/2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.96～2.9	0/12	4.0～7.7	0/12	0.38～3.4	0/12	1.4～6.0	0/12	2.0～8.2	0/12
1,4-ジオキサン	0.05 以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) ND は報告下限値未満。 「m/n」 は環境基準に適合しない検体数／調査実施検体数。「—」 は測定していないことを示す。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

## イ 生活環境項目

河川及び海域における生活環境項目の測定結果は表 2-6-7 に示すとおりである。

河川については、BOD は 10 地点全てで環境基準に適合していた。pH は 10 地点中 9 地点で、DO は 10 地点中 4 地点で、SS は 9 地点中 5 地点で環境基準に適合していた。また、大腸菌群数は、2 地点とも環境基準に適合していなかった。全亜鉛は、4 地点とも環境基準に適合していた。

海域については、C 類型では 16 地点中 COD が 15 地点、pH が 10 地点、DO が 1 地点でそれぞれ環境基準に適合していた。また、B 類型では 4 地点中 COD が 2 地点、pH が 0 地点、DO が 0 地点、n-ヘキサン抽出物質が 4 地点でそれぞれ環境基準に適合していた。全窒素及び全燐については 20 地点中 1 地点で、全亜鉛については 20 地点中の 19 地点で環境基準に適合していた。

また、COD の年平均値の推移は、図 2-6-3 に示すとおりであり、おおむね横ばいで推移している。

表 2-6-7 (1) 公共用水域水質調査結果（生活環境項目：河川）

項目			pH			DO (mg/L)			BOD (mg/L)						SS (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)			全亜鉛 (mg/L)					
基準値			B・C:6.5以上8.5以下 D・E:6.0以上8.5以下			B・C:5以上 D・E:2以上			B:3以下、C:5以下、 D:8以下、E:10以下						B:25以下、C:50以下、 D:100以下、E:ごみ等の浮遊が認められないこと			B:5,000以下			生物B:0.03以下					
No	河川名 (地点名)	類型	最小 ～ 最大	m/n	適合率	最小 ～ 最大	平均	m/n	適合率	最小 ～ 最大	平均	x/y	75% 値	適合	最小 ～ 最大	平均	m/n	適合率	最小～ 最大	平均	m/n	適合率	最小～ 最大	平均	n	適合
1	旧江戸川 (浦安橋)	B 生物B	7.3～ 7.9	0/24	100	6.4～ 11.6	8.6	0/24	100	0.9～ 4.8	2.1	2/12	2.3	○	3～ 45	15	4/24	83	1,700～ 24,000	7,700	5/12	58	0.007～ 0.015	0.011	12	○
2	中川（葛西 小橋）	C 生物B	7.2～ 8.1	0/24	100	4.4～ 8.9	6.6	4/24	83	1.1～ 4.8	2.3	0/12	2.7	○	6～ 76	23	2/24	92	—	—	—	—	0.009～ 0.027	0.015	12	○
3	荒川 (葛西橋)	C 生物B	7.3～ 7.8	0/12	100	3.3～ 8.1	6.0	2/12	83	0.9～ 3.3	1.7	0/12	1.8	○	6～ 130	42	5/12	58	230～ 7,900	2,100	-/12	—	0.009～ 0.040	0.019	12	○
4	隅田川 (両国橋)	C	7.2～ 8.0	0/24	100	2.8～ 7.7	5.1	11/24	54	1.1～ 4.6	2.1	0/12	2.8	○	1～ 49	13	0/24	100	—	—	—	—	0.010～ 0.026	0.018	12	—
5	古川 (金杉橋)	D	7.2～ 7.7	0/24	100	2.7～ 8.1	4.8	0/24	100	0.8～ 4.9	1.8	0/12	1.7	○	1～ 11	3	0/24	100	—	—	—	—	0.020～ 0.046	0.026	12	—
6	目黒川 (太鼓橋)	D	7.0～ 7.9	0/24	100	<0.5～ 14.4	5.3	2/24	92	1.1～ 13	2.6	0/12	3.0	○	1～ 53	6	0/24	100	—	—	—	—	0.020～ 0.14	0.035	12	—
7	立会川（立 会川橋）	E	7.3～ 8.2	0/24	100	4.1～ 13.8	8.1	0/24	100	0.5～ 4.0	1.5	0/12	1.7	○	<1～ 5	2	-/24	-	—	—	—	—	0.004～ 0.028	0.009	12	—
8	内川（富士 見橋）	C	7.3～ 8.2	0/24	100	3.0～ 11.4	7.1	2/24	92	0.7～ 4.1	1.5	0/12	1.5	○	<1～ 22	8	0/24	100	—	—	—	—	0.008～ 0.038	0.024	12	—
9	呑川 (夫婦橋)	D	7.0～ 9.3	1/24	96	2.2～ 21.1	5.4	0/24	100	1.4～ 22	3.8	1/12	3.9	○	<1～ 24	5	0/24	100	—	—	—	—	0.021～ 0.045	0.028	12	—
10	多摩川 (大師橋)	B 生物B	7.2～ 8.2	0/24	100	4.8～ 12.0	7.8	2/24	92	0.7～ 11	2.2	2/12	2.1	○	2～ 27	6	1/24	96	46～ 7,900	2,300	1/12	92	0.001～ 0.012	0.005	12	○

注) 1 m: 環境基準に適合しない検体数、n: 総検体数。BOD以外の適合率はm/nより算出した(単位: %)。

2 x: 日間平均値が環境基準に適合しない日数、y: 総測定日数。BODの「適合」は、75%値(日間平均値の低いものから75%の値)が基準値以下のものを「○」、上回ったものを「×」とした。

3 全亜鉛の「適合」は、年平均値が基準値以下のものを「○」、上回ったものを「×」とした。

4 「-」は測定していない、もしくは基準適用外を示す。

出典: • 「平成24年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成26年3月 東京都環境局)

• 「平成24年度公共用水域水質測定結果データ集」(平成25年9月 東京都環境局)

表 2-6-7 (2) 公共用水域水質調査結果（生活環境項目：海域）

項目			pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)					n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)					
基準値			B : 7.8 以上 8.3 以下 C : 7.0 以上 8.3 以下			B : 5 以上 C : 2 以上			B : 3 以下 C : 8 以下					B : 検出されないこと			—					
No	地点名	類型	最小～最大	m/n	適合率	最小～最大	平均	m/n	適合率	最小～最大	平均	x/y	75% 値	適合	最小～最大	平均	m/n	適合率	最小～最大	平均	m/n	適合率
11	内湾 (St.5)	C	7.6～8.5	4/24	83	<0.5～11.8	6.6	4/24	83	1.0～7.9	3.1	0/12	4.0	○	<0.5	<0.5	-/6	—	240～7,900	3,300	-/6	—
12	内湾 (St.6)	C	7.8～8.8	6/24	75	<0.5～17.6	7.4	4/24	83	1.0～7.8	3.0	0/12	3.4	○	<0.5	<0.5	-/6	—	11～1,400	320	-/6	—
13	内湾 (St.11)	C	7.8～8.7	4/24	83	<0.5～14.2	6.9	4/24	83	0.9～7.2	2.9	0/12	3.6	○	<0.5	<0.5	-/6	—	33～7,900	1,900	-/6	—
14	内湾 (St.23)	C	7.6～8.5	2/24	92	1.3～11.4	7.3	1/24	96	1.3～7.3	3.5	0/12	4.1	○	<0.5	<0.5	-/6	—	140～4,900	1,100	-/6	—
15	内湾 (St.8)	B	7.4～8.6	6/24	75	2.6～11.4	7.0	6/24	75	1.3～5.5	3.2	8/12	4.0	×	<0.5	<0.5	0/6	100	17～3,300	1,000	-/6	—
16	内湾 (St.22)	B	7.7～8.9	8/24	67	<0.5～19.4	8.0	6/24	75	0.9～77	5.6	4/12	3.2	×	<0.5	<0.5	0/6	100	4～130	38	-/6	—
17	内湾 (St.25)	B	7.8～8.8	5/24	79	<0.5～14.9	7.1	7/24	71	0.8～7.2	2.7	3/12	2.8	○	<0.5	<0.5	0/6	100	<2～1,700	320	-/6	—
18	内湾 (St.35)	B	7.8～8.7	6/24	75	<0.5～13.7	7.3	7/24	71	0.6～5.0	2.0	0/12	2.7	○	<0.5	<0.5	0/6	100	<2～700	120	-/6	—
19	砂町運河 (夢の島大橋)	C	7.2～7.8	0/12	100	<0.5～10.3	5.8	4/24	83	5.4～8.0	6.6	0/12	7.3	○	—	—	—	—	—	—	—	—
20	曙運河 (曙水門)	C	7.3～8.2	0/12	100	<0.5～13.2	6.5	3/24	88	3.8～8.5	6.1	1/12	7.2	○	—	—	—	—	—	—	—	—
21	汐見運河 (汐枝橋)	C	7.4～8.1	0/12	100	0.7～12.6	5.9	3/24	88	2.3～7.8	4.3	0/12	5.0	○	—	—	—	—	—	—	—	—
22	朝潮運河 (黎明橋)	C	7.4～8.3	0/12	100	<0.5～12.3	5.7	3/24	88	2.3～5.9	3.7	0/12	4.1	○	—	—	—	—	—	—	—	—
23	東雲運河 (東雲橋)	C	7.4～8.1	0/12	100	<0.5～10.5	6.0	4/24	83	2.5～6.4	4.5	0/12	5.8	○	—	—	—	—	—	—	—	—
24	有明南運河 (有明ふ頭橋)	C	7.6～8.4	2/12	83	0.5～12.5	6.5	3/24	88	1.7～6.2	3.7	0/12	5.2	○	—	—	—	—	—	—	—	—
25	新芝南運河 (八千代橋)	C	7.1～7.9	0/12	100	<0.5～7.0	3.7	6/24	75	6.4～8.9	7.5	1/12	7.9	○	—	—	—	—	—	—	—	—
26	京浜運河 (港南大橋)	C	7.4～8.0	0/12	100	1.3～10.0	5.5	3/24	88	2.6～8.0	5.2	0/12	6.5	○	—	—	—	—	—	—	—	—
27	高浜運河 (御橋橋)	C	7.1～7.3	0/12	100	<0.5～7.2	3.5	9/24	63	8.0～10	9.3	10/12	9.8	×	—	—	—	—	—	—	—	—
28	京浜運河 (勝島橋)	C	7.6～8.8	2/12	83	0.5～18.2	6.9	3/24	88	1.5～7.9	4.5	0/12	6.1	○	—	—	—	—	—	—	—	—
29	京浜運河 (京浜大橋)	C	7.1～8.2	0/12	100	<0.5～12.7	6.6	3/24	88	2.5～7.6	4.9	0/12	5.9	○	—	—	—	—	—	—	—	—
30	海老取運河 (海老取川北口)	C	7.1～8.3	0/12	100	2.8～12.1	6.9	0/24	100	3.1～7.3	5.4	0/12	6.1	○	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 1 m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数。COD 以外の適合率は m/n より算出した (単位 : %)。

2 x : 日間平均値が環境基準に適合しない日数、y : 総測定日数。COD の「適合」は、75% 値 (日間平均値の低いものから 75% の値) が基準値以下のものを「○」、上回ったものを「×」とした。

3 「—」は測定していない、もしくは基準適用外を示す。

出典 : 「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(平成 26 年 3 月 東京都環境局)

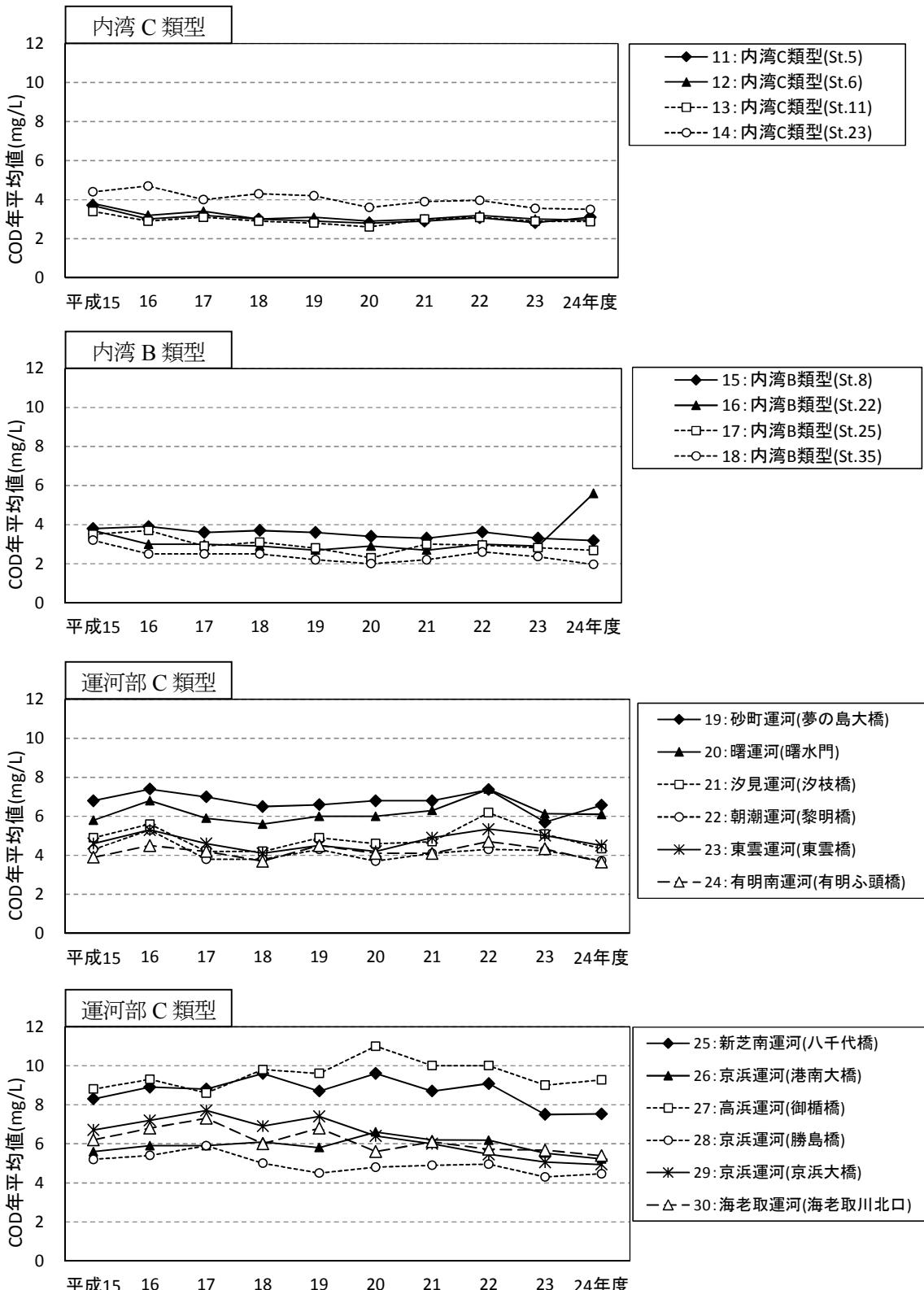
表 2-6-7 (3) 公共用水域水質調査結果（生活環境項目：海域）

項目			全窒素 (mg/L) (上層)				全燐 (mg/L) (上層)				全亜鉛 (mg/L)			
基準値			IV : 1 以下				IV : 0.09 以下				生物 A : 0.02 以下			
No	地点名	類型	最小～最大	平均	適合	n	最小～最大	平均	適合	n	最小～最大	平均	適合	n
11	内湾 (St.5)	IV 生物 A	1.27～3.63	2.42	×	12	0.083～0.325	0.184	×	12	0.002～0.012	0.005	○	24
12	内湾 (St.6)	IV 生物 A	1.18～2.53	1.70	×	12	0.075～0.295	0.148	×	12	0.001～0.011	0.004	○	24
13	内湾 (St.11)	IV 生物 A	1.10～3.43	2.10	×	12	0.074～0.281	0.169	×	12	0.001～0.013	0.005	○	24
14	内湾 (St.23)	IV 生物 A	1.53～5.31	3.37	×	12	0.137～0.477	0.330	×	12	0.004～0.018	0.008	○	24
15	内湾 (St.8)	IV 生物 A	1.06～4.97	2.57	×	12	0.066～0.275	0.165	×	12	0.003～0.016	0.006	○	24
16	内湾 (St.22)	IV 生物 A	0.73～8.71	1.62	×	12	0.036～1.000	0.154	×	12	0.001～0.015	0.003	○	24
17	内湾 (St.25)	IV 生物 A	1.06～2.30	1.74	×	12	0.069～0.220	0.137	×	12	0.002～0.007	0.004	○	24
18	内湾 (St.35)	IV 生物 A	0.61～1.42	0.86	○	12	0.029～0.118	0.067	○	12	0.001～0.004	0.002	○	24
19	砂町運河（夢の島大橋）	IV 生物 A	4.29～7.98	6.35	×	12	0.373～0.872	0.658	×	12	0.01～0.022	0.017	○	12
20	曙運河（曙水門）	IV 生物 A	3.61～7.11	5.04	×	12	0.256～0.875	0.551	×	12	0.008～0.021	0.014	○	12
21	汐見運河（汐枝橋）	IV 生物 A	1.73～5.12	3.45	×	12	0.110～0.613	0.297	×	12	0.005～0.015	0.010	○	12
22	朝潮運河（黎明橋）	IV 生物 A	1.94～3.90	3.08	×	12	0.093～0.353	0.208	×	12	0.008～0.013	0.010	○	12
23	東雲運河（東雲橋）	IV 生物 A	1.75～4.80	3.56	×	12	0.109～0.580	0.342	×	12	0.006～0.015	0.010	○	12
24	有明南運河（有明ふ頭橋）	IV 生物 A	1.08～3.14	2.33	×	12	0.070～0.350	0.172	×	12	0.004～0.009	0.007	○	12
25	新芝南運河（八千代橋）	IV 生物 A	7.02～14.1	10.58	×	12	0.223～0.592	0.361	×	12	0.018～0.031	0.024	×	12
26	京浜運河（港南大橋）	IV 生物 A	2.67～6.42	4.93	×	12	0.104～0.663	0.296	×	12	0.008～0.024	0.015	○	12
27	高浜運河（御橋橋）	IV 生物 A	12.0～16.8	15.34	×	12	0.222～1.140	0.589	×	12	0.014～0.026	0.019	○	12
28	京浜運河（勝島橋）	IV 生物 A	1.14～6.09	3.14	×	12	0.088～0.582	0.301	×	12	0.004～0.022	0.009	○	12
29	京浜運河（京浜大橋）	IV 生物 A	2.96～8.76	5.24	×	12	0.223～1.150	0.634	×	12	0.008～0.020	0.012	○	12
30	海老取運河（海老取川北口）	IV 生物 A	3.32～10.8	7.04	×	12	0.257～0.802	0.483	×	12	0.007～0.023	0.016	○	12

注) 1 n : 総検体数

2 全窒素、全燐及び全亜鉛の「適合」は、年平均値が基準値以下のものを「○」、上回ったものを「×」とした。

出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）



出典：「平成 24 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（平成 26 年 3 月 東京都環境局）

図 2-6-3 COD の年平均値の推移

## (2) 東京都港湾局調査

### ア 健康項目

健康項目の測定結果は表 2-6-8 に示すとおりであり、全ての地点で環境基準に適合していた。

### イ 生活環境項目

生活環境項目の測定結果は表 2-6-9 に示すとおりである。

4 季調査を実施した 5 地点について環境基準と比較すると、COD については C 類型では全て環境基準に適合していたが、B 類型では 1 地点で環境基準に適合していなかった。pH については 5 地点中 2 地点で、n-ヘキサン抽出物質については 2 地点中 2 地点で環境基準に適合していた。また、DO、全窒素及び全燐については 5 地点とも環境基準に適合していなかった。全亜鉛については 5 地点とも環境基準に適合していた。

表 2-6-8 東京都港湾局水質調査結果（健康項目）

(単位 : mg/L)

項目	基準値	31		32		33		34		35		36	
		港湾局 (St.1)		港湾局 (St.2)		港湾局 (St.3)		港湾局 (St.4)		港湾局 (St.5)		港湾局 (St.6)	
		最小～最大	m/n										
カドミウム	0.003 以下	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/2
全シアン	検出されないこと	<0.1	0/4	<0.1	0/4	<0.1	0/4	<0.1	0/4	<0.1	0/4	<0.1	0/2
鉛	0.01 以下	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/2
六価クロム	0.05 以下	<0.04	0/4	<0.04	0/4	<0.04	0/4	<0.04	0/4	<0.04	0/4	<0.04	0/2
砒素	0.01 以下	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/2
総水銀	0.0005 以下	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2
アルキル水銀	検出されないこと	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2
P C B	検出されないこと	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2
ジクロロメタン	0.02 以下	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/2
四塩化炭素	0.002 以下	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	<0.0004	0/4	<0.0004	0/4	<0.0004	0/4	<0.0004	0/4	<0.0004	0/4	<0.0004	0/2
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	<0.004	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0/4	<0.004	0/2
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/2
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/2
トリクロロエチレン	0.03 以下	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/2
テトラクロロエチレン	0.01 以下	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/4	<0.0005	0/2
1,3-ジクロロプロパン	0.002 以下	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/4	<0.0002	0/2
チウラム	0.006 以下	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/4	<0.0006	0/2
シマジン	0.003 以下	<0.0003	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0/4	<0.0003	0/2
チオベンカルブ	0.02 以下	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/4	<0.002	0/2
ベンゼン	0.01 以下	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/2
セレン	0.01 以下	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/4	<0.001	0/2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下	0.010～1.0	0/8	<0.01～0.78	0/8	0.070～1.2	0/8	0.14～0.90	0/8	0.080～1.4	0/8	0.45～0.90	0/6
1,4-ジオキサン	0.05 以下	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/4	<0.005	0/2

注) m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数。

出典 : • 「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」(平成 24 年 3 月 東京都港湾局)  
• 「平成 24 年度 東京港環境影響予測基礎調査委託報告書」(平成 25 年 3 月 東京都港湾局)

表 2-6-9 (1) 東京都港湾局水質調査結果（生活環境項目）

項目			pH			DO (mg/L)			COD (mg/L)			n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)			大腸菌群数 (MPN/100mL)								
基準値			B : 7.8 以上 8.3 以下 C : 7.0 以上 8.3 以下			B : 5 以上 C : 2 以上			B : 3 以下 C : 8 以下			B : 検出されないこと			—								
No	地点名	類型	層	最小～最大	m/n	適合率	最小～最大	平均	m/n	適合率	最小～最大	平均	x/y	75%値	適合	最小～最大	平均	m/n	適合率	最小～最大	平均	m/n	適合率
31	港湾局 (St.1)	C	上層	7.8～8.0	0/4	100	5.9～8.8	7.6	0/4	100	2.0～4.0	3.0	0/4	2.6	○	<0.5	<0.5	-/4	—	9～240	74	-/4	—
			下層	7.8～8.1	0/4	100	<0.5～8.9	6.0	1/4	75	1.2～2.5	1.7				<0.5	<0.5	-/4	—	<2～93	31	-/4	—
32	港湾局 (St.2)	C	上層	7.9～8.4	1/4	75	7.3～13	10.3	0/4	100	1.8～5.2	3.3	0/4	3.0	○	<0.5	<0.5	-/4	—	<2～21	10	-/4	—
			下層	7.9～8.1	0/4	100	<0.5～9.1	5.4	1/4	75	1.4～2.1	1.8				<0.5	<0.5	-/4	—	<2～21	9	-/4	—
33	港湾局 (St.3)	B	上層	7.7～8.0	1/4	75	4.4～11	8.1	1/4	75	2.8～3.9	3.4	1/4	2.7	○	<0.5	<0.5	0/4	100	43～930	280	-/4	—
			下層	7.9～8.1	0/4	100	1.1～9.2	5.5	2/4	50	1.2～2.2	1.8				<0.5	<0.5	0/4	100	<2～240	63	-/4	—
34	港湾局 (St.4)	C	上層	7.7～8.2	0/4	100	4.6～10	7.5	0/4	100	2.6～4.7	3.5	0/4	3.3	○	<0.5	<0.5	-/4	—	<2～2,400	720	-/4	—
			下層	7.8～8.1	0/4	100	<0.5～8.4	5.0	1/4	75	1.8～2.8	2.3				<0.5	<0.5	-/4	—	<2～490	130	-/4	—
35	港湾局 (St.5)	B	上層	7.9～8.7	1/4	75	5.3～12	9.4	0/4	100	1.7～5.2	3.5	2/4	3.2	×	<0.5	<0.5	0/4	100	9～210	96	-/4	—
			下層	7.9～8.2	0/4	100	2.1～9.9	6.0	2/4	50	1.6～2.3	2.1				<0.5	<0.5	0/4	100	<2～130	44	-/4	—
36	港湾局 (St.6)	C	上層	7.7～8.0	0/3	100	4.3～8.7	7.1	0/3	100	2.1～2.3	2.2	0/3	2.1	○	<0.5	<0.5	-/3	—	3,300～5,400	4,500	-/3	—
			下層	7.8～8.1	0/3	100	3.8～8.7	7.0	0/3	100	1.7～2.0	1.9				<0.5	<0.5	-/3	—	330～1,300	800	-/3	—

注) 1 m : 環境基準に適合しない検体数、n : 総検体数。COD 以外の適合率は m/n より算出した (単位 : %)。

2 x : 日間平均値が環境基準に適合しない日数、y : 総測定日数。COD の「適合」は、75%値 (日間平均値の低いものから 75%の値) が基準値以下のものを「○」、上回ったものを「×」とした。

3 「—」は測定していない、もしくは基準適用外を示す。

出典 : • 平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」 (平成 24 年 3 月 東京都港湾局)  
• 平成 24 年度 東京港環境影響予測基礎調査委託報告書」 (平成 25 年 3 月 東京都港湾局)

表 2-6-9 (2) 東京都港湾局水質調査結果（生活環境項目）

項目				全窒素 (mg/L)				全燐 (mg/L)				全亜鉛 (mg/L)				
基準値				IV : 1 以下				IV : 0.09 以下				生物 A : 0.02 以下				
No	地点名	類型	層	最小～最大	平均	適合	n	最小～最大	平均	適合	n	最小～最大	平均	適合	n	
31	港湾局 (St.1)	IV	生物 A	上層	1.4～2.3	1.9	×	4	0.082～0.29	0.15	×	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
				下層	0.66～1.4	1.0	—	4	0.053～0.18	0.093	—	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
32	港湾局 (St.2)	IV	生物 A	上層	1.3～2.1	1.6	×	4	0.065～0.27	0.13	×	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
				下層	0.82～1.3	1.0	—	4	0.059～0.16	0.09	—	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
33	港湾局 (St.3)	IV	生物 A	上層	1.5～2.9	2.4	×	4	0.11～0.25	0.18	×	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
				下層	0.70～1.0	0.86	—	4	0.044～0.15	0.086	—	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
34	港湾局 (St.4)	IV	生物 A	上層	1.4～2.4	1.9	×	4	0.082～0.26	0.15	×	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
				下層	1.0～1.3	1.2	—	4	0.065～0.20	0.11	—	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
35	港湾局 (St.5)	IV	生物 A	上層	1.1～3.1	1.9	×	4	0.10～0.14	0.12	×	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
				下層	0.80～1.3	1.1	—	4	0.057～0.19	0.10	—	4	<0.01～0.02	0.01	○	4
36	港湾局 (St.6)	IV	生物 A	上層	1.3～1.9	1.7	×	3	0.081～0.15	0.11	×	3	<0.01～0.01	0.01	○	3
				下層	1.0～1.2	1.1	—	3	0.062～0.11	0.084	—	3	<0.01～0.01	0.01	○	3

注) 1 n : 総検体数。

2 「適合」は、平均値が基準値以下のものを「○」、上回ったものを「×」とした。

3 「—」は測定していない、もしくは基準適用外を示す。

出典 : • 「平成 23 年度 東京港環境現況調査委託報告書」(平成 24 年 3 月 東京都港湾局)  
 • 「平成 24 年度 東京港環境影響予測基礎調査委託報告書」(平成 25 年 3 月 東京都港湾局)

## 2-6-5 赤潮の発生状況

東京都環境局では、赤潮の多発する時期を中心に赤潮調査を実施している。また、水質汚濁防止法に基づく水質測定調査時には赤潮の発生状況を調査している。

これらの調査による過去5年間の月別赤潮発生回数及び発生日数は、表2-6-10に示すとおりである。

表2-6-10 月別の赤潮発生状況

上段：発生回数  
下段：発生日数

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成 20年度	1	3	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0	16
	9	5	20	31	9	16	0	0	0	0	0	0	90
平成 21年度	1	3	3	4	4	3	0	0	0	0	0	0	18
	4	9	19	17	23	13	1	0	0	0	0	0	86
平成 22年度	0	2	4	6	2	0	1	0	0	0	0	0	15
	0	10	19	27	31	7	4	0	0	0	0	0	98
平成 23年度	1	1	3	3	3	2	1	1	0	0	0	0	15
	2	2	16	23	22	14	6	3	0	0	0	0	88
平成 24年度	0	5	3	3	1	4	2	0	0	0	0	0	18
	0	18	9	25	31	18	5	0	0	0	0	0	106

出典：「平成24年度東京湾調査結果報告書」（平成26年3月 東京都環境局）